

令和4年第1回三島町議会3月定例会会議録

招集年月日 令和4年2月14日

招集の場所 三島町役場

開 会 令和4年3月9日 午前10時00分 議長宣告

応招議員 8名

1番	矢澤 昇	2番	二瓶辰右エ門	3番	五十嵐 健二
5番	長谷川 清雄	6番	二瓶 俊浩	7番	菅 家三吉
8番	大竹 克昌	9番	青木 喜章		

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

1番	矢澤 昇	2番	二瓶辰右エ門	3番	五十嵐 健二
5番	長谷川 清雄	6番	二瓶 俊浩	7番	菅 家三吉
8番	大竹 克昌	9番	青木 喜章		

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	矢澤 源成	副町長	小堀 庄太郎
教育長	山口 浩	参事兼総務課長	鈴木 庄蔵
参事兼地域政策課長	小柴 謙	町民課長	板橋 淳也
産業建設課長	渡邊 浩	生涯学習課長	菅 家直人
総務係長	北 舘 亮		

本会議に職務のため、出席した者の職氏名

議会事務局長	小松 昭
--------	------

議 事 の 経 過

◎開議

○議長 おはようございます。定刻でございます。

全議員の出席を見ております。

これより本日の会議を開きます。(午前10時00分)

◎議案第2号の審議(説明・質疑・討論・採決)

○議長 日程第1、議案第2号、三島町地域支え合いサービス事業手数料条例についてを議題といたします。

説明を求めます。町民課長。

(町民課長、議案書により説明)

○議長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。二瓶辰右エ門君。

○2番 前回ご指摘をさせていただいて、やっぱりこの条例でもって規定しないと手数料を町民から頂くことはできないということで、きちんと法令にのっとりた手続をするということで非常にいいことだなというふうに思っております。

まず、新たな手数料条例にしたというのは、地域支え合い事業という、もともとそういう事業があったので、その中で雪の始末についても同じような事業として組み込んで、過去に遡ってやっぱり条例化されていなかったから併せて条例にする。これも非常に見直していただいているいいことだなというふうに思っております。

ただ、この手数料条例、もともと三島町には三島町手数料に関する条例というのがありますね。ただ、これについてはたしか住民票だとか、あるいは何かの登録手数料だとか、あるいは証明書の発行手数料だとか、そういったものが掲載されているという状況ですよ。それにこの部分も入れ込むとなると、ちょっと違和感があるなと私も確かにそう思います。だから別建てにしたのかなというふうに思うんですが、こういう手数料について、あるいは使用料とかについて、今ある条例の中にぶち込めなくて新たに条例を規定している事例というのはほかにもありますか。

○議長 町民課長。

○町民課長 ほかにあるものについては、配食サービス事業に対する手数料条例を設置しております。

○議長 二瓶辰右エ門君。

○2番 手数料の条例としてはこれでもよろしいかなというふうに思うんだけど、地域支え合いサービス事業とはどういうものなのか、どんな仕組みになっているのか。

そして、ここで決定的に不足しているのは、手数料は払うけれども、その手数料を基にしてどんな事業が、協力者がいるわけですよ。今度、役場は協力者に対してお金を払うわけですよ。そういうことは一切この条例の中では分からないと。

だから、俺も法務的にどうなのかなという感じがしているんですけども、どこかに聞いたりとか例を用いたりとか、そういう勉強はなさいましたか。

○議長 町民課長。

○町民課長　　今ほどの質問ですが、議員のお見込みどおり、ちょっとほかのところの市町村とかの事業の勉強はしておりませんでした。あくまでもこの事業を行ってもおりましたので、町に納入してくるその財政的な処理という形での今回の条例という形の考え方で行っておりました。

ただ、今回この条例ですけれども、使用料、手数料の算定の基本的な考え方ということで地方自治法等でも調べておりますけれども、この手数料条例を定めなくてはならないものについてというのは、サービス、施設の維持管理またはサービス提供に要する費用というのを明らかにしたものに対してについては、透明性を高めるために受益者の町民の理解を得られるような形の意味を込めてこの手数料条例を設けなくてはいけないというようなことで解釈がありましたものですから、三島町支え合いサービス事業という形での手数料条例を制定したという形で考えております。

○議長　　二瓶辰右エ門君。

○2番　　私も法務にそんなに精通しているわけじゃないのではっきりしたことは言えないんですけども、例えばこういうふうに別建てで手数料の条例を上げなければならないような事業というものがあるとすれば、それは支え合い事業という本体が条例化しなければならないんじゃないのかなという感じがするんです、これ。根拠ははっきりしないんですが。だから、この手数料条例はどこかに瑕疵があるんじゃないだろうかというふうに心配に思っているんですよ。

だから、これはこれとして議案として賛成しますけれども、もう1回深掘りをして検討する必要があるのかなというふうに思うんですけども、どうでしょうかね。

○議長　　町民課長。

○町民課長　　事業に関しては要綱等を定めておりますので、こちらの要綱等をもう一度精査しまして、場合によっては規則とか、また、条例とかということもちょっと検討させていただきたいというふうに考えております。（「了解です」の声あり）

○議長　　ほかに質疑ありませんか。

（質疑なし）

○議長　　質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

（討論なし）

○議長　　討論を終わります。

これより議案第2号、三島町地域支え合いサービス事業手数料条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（異議なし）

○議長　　ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の審議（説明・質疑・討論・採決）

○議長　　日程第2、議案第3号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。総務課長。

(総務課長、議案書により説明)

- 議長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。質疑ありませんか。二瓶辰右エ門君。
- 2番 新旧対照表で特に21条、勤務環境の整備に関する措置というのが新たに設けられました。これは、特定職が今回考慮される以前からこの条例というのはあったわけで、21条が職員に対する研修だとか、相談体制だとか、勤務環境の整備に関する措置だとか、これは当然のことだと思うんですが、今回なぜ新たにこういうものが入らなければならないのかについてお伺いをいたします。
- いいことなんですよ。いいことなんですけれども、今まで何でなかったのかなとかえって疑問に思うぐらい。
- 議長 総務課長。
- 総務課長 今、二瓶議員ご指摘のように、職場としてそういった体制を整えるということが必要だということで、今回、地方公務員の育児休業等に関する法律の中でそういった新たな措置を講じることとするというものに合わせまして、今回新たに追加でさせていただいたということでございますので、これまでは条例に規定がなかったものですから、そういった部分をきちんと明文化したということかと考えております。
- 議長 二瓶辰右エ門君。
- 2番 地方自治法上はこういったものは盛り込まれていた、もともと。今回の改正に合わせて条例の中にもこういう項目を、以前からは法律の中には示されていたけれども、改めて規定をしたということだということですか。
- 議長 総務課長。
- 総務課長 いわゆるこの基となっておりますのが、地方公務員の育児休業等に関する法律というものがございますので、その中で今回きちんと明文化、この中にもされているところではございませんけれども、今回そういったものをきちんと明文化しろということで条例の中できちんと定めるところで、町のほうとしてはそういったものにしたということでございます。
- 議長 二瓶辰右エ門君。
- 2番 すばらしい、いいことなんです。いいことなんです、そうすると今回のこの条例というのは、育児休業法というその法律の中にはそんなに明記されていないけれども、町独自としてこれを追加して体制を整えようという表れであるというふうに理解してよろしいんですか。
- 議長 総務課長。
- 総務課長 育児休業等に関する法律の中にはそういった部分がきちっと明記されているわけではございませんが、今回こういった国の動きの中でそういった措置を講じることが情報として指示されてきておりますので、それに合わせて明文化したということでございます。
- 議長 二瓶辰右エ門君。
- 2番 そうすると、国からの通知でこういう条例にすることが望ましいよという条例の

案文がもうあって、それに倣ってここに入れ込んだと。そういうことですか。（「そうです」の声あり）分かりました。

じゃあ、いいことだと思いますので、条例に規定しているわけですから、お題目にならないようにこれに沿ったきちっとした体制を取るようお願いをして、終わります。

○議長　ほかに質疑ありませんか。

（質疑なし）

○議長　質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

（討論なし）

○議長　討論を終わります。

これより議案第3号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（異議なし）

○議長　ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の審議（説明・質疑・討論・採決）

○議長　日程第3、議案第4号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

説明を求めます。総務課長。

（総務課長、議案書により説明）

○議長　説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。二瓶辰右エ門君。

○2番　まず、この条例、特別職で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の中に規定されている様々な委員やメンバーがいらっしゃいます。例えば教育委員だったり、農業委員だったり、選挙管理委員だったり、そのほかにも子供何とかというの、その上だと子ども・子育て会議委員なんていうのものいるのかな。あと、振興計画審議会委員とか、そういった委員がいらっしゃって、ここの中にその報酬の額が、費用弁償の額が規定をされているということでございます。こういった委員に関しては別途条例なり規則というものがあって、そしてここの中にその報酬の金額が規定されるというような立てつけになっていると私は思うんです。

今回、法律には、法律解釈上は審議会を置かなければならない放送事業者であるよということが執行部としても認められたと。最初は、いや、それは違うということだったんだけれども、調べた結果、私の言っていることが正しいと。しかし、その前に規則で審議会委員を置くものとするというものを削除して、だから審議会というものが条例上はどこにも出てこないわけですね。

今回、その報酬についてだけ規定をするというのは、何か私は腑に落ちない。これで本当に大丈夫ですか。

○議長　総務課長。

○総務課長　昨日、訂正というか、12月議会における答弁の訂正の中で審議会というものを規則から削って、新たに審議会規則をつくるということで報告させていただいたところでございますので……（「審議会規則を新たに作るの」の声あり）はい。そのためにその施行に合わせて、条例で特別職の報酬等についてはこちらに加えさせていただくということでご理解いただければと思います。

○議長　二瓶辰右エ門君。

○2番　そうですか。そうすると、今回こういう形で条例に規定をして提案したということは、既にその審議会の規則は出来上がっているんですか。

○議長　副町長。

○副町長　制定ということで内部では決裁しております。あわせて、交付につきましては、この本議会の条例と併せて交付したいというふうに考えてございます。

○議長　二瓶辰右エ門君。

○2番　規則の審査まで議会が負うものではありませんので、提出されないということは当然であろうかとは思いますが、条例とこれはセットでありますので、その規則についても決裁したものの資料提供をお願いしたいと思いますというのが1点と、その中には当然、審議会の役割や権限、そしてそこから出た意見の取扱いあるいは委員の人数あるいは分野、そういったものはもちろんきちっと規定されておりますよね。

○議長　副町長。

○副町長　まず、審議会の規則でありますけれども、趣旨、定めております。これは、三島町の情報通信施設設置条例の第3条第1項における自主制作番組の適正化を図るため設置するというで組織について定めています。

そして、あと審議会としましては、審議会は町長の諮問に応じて放送法第6条に定める次の事項を審議するというで、第1号としまして放送番組の適正を図るため必要な事項について審議するほか、これに関し意見を述べること、第2項では番組放送基準及び放送番組の編集に関する基本計画を審議することというので、この大きな二本立てで事務を行っていただきます。

審議会の委員は5人を予定してございます。任期は2年、会長、副会長というものを置きまして、あと議決関係ですね。そういったようなところです。

ただ、その規則のほかに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は会長が審議会に諮って定めるということで、その部分についてもフォローしてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長　二瓶辰右エ門君。

○2番　聞くと答えるということなんですけれども、これはこれだけではやっぱり、あれっと思うわけですよ。費用弁償の条例に入れればいかというわけじゃなくて、現実にもう決裁して進んでいるということなんだから、例えばこの資料、議案を調査するための資料の中にこういうふうにもう規則は既に制定してあるよと。これにのっかって、こっちの報酬額はこういうような条例の中に入れ込むよという説明があつてしかるべきだというふうに思うんですが、今後ぜひそのような態勢で審議に臨んでいただきたいというふうに思います。

- 議長 総務課長。
- 総務課長 提出資料についてそのようにさせていただきたいと思います。
- 議長 ほかに質疑ありませんか。
(質疑なし)
- 議長 質疑なしと認めます。
討論に入ります。討論ありませんか。
(討論なし)
- 議長 討論を終わります。
これより議案第4号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。
本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。
(異議なし)
- 議長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。
◎議案第5号の審議(説明・質疑・討論・採決)
- 議長 日程第4、議案第5号、三島町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。
説明を求めます。町民課長。
(町民課長、議案書により説明)
- 議長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。二瓶辰右エ門君。
- 2番 ひとり親家庭医療費助成に関する条例ですが、これもきちんとやっぱり現物給付でやるということでもよろしいですね。ぜひお願いをいたします。
- 議長 ほかに質疑ありませんか。
(質疑なし)
- 議長 質疑なしと認めます。
討論に入ります。討論ありませんか。
(討論なし)
- 議長 討論を終わります。
これより議案第5号、三島町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。
本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。
(異議なし)
- 議長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。
◎議案第6号の審議(説明・質疑・討論・採決)
- 議長 日程第5、議案第6号、三島町重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。
説明を求めます。町民課長。

(町民課長、議案書により説明)

○議長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。二瓶辰右エ門君。

○2番 施行期日ですが、これ、4月1日じゃなくて8月1日からというのは法律との関係ですか。

○議長 町民課長。

○町民課長 こちら、毎年8月1日に更新という形の手続を取らなければならないという形になっております。つまり、受給者証を毎年更新しなければいけないという形になっておりますので、このときに合わせて現物給付化の実行という形での手続を取るという考えでおります。

○議長 ほかに。二瓶辰右エ門君。

○2番 今までのやり方というものが、いや、今回、今までのやり方まで遡って改正したということは、大きな何といいますかね、住民サービスの基本に立ち返ってこうあるべきだということでの改正まで含まれているということで、非常に歓迎をしたいというふうに思います。

わざわざ医療機関に受診数ごとにその医療機関ごとに1,000円を給付額から差し引くというやり方は、何でそんなことをしたのかなと、それはなぜなのというふうにお伺いをしたことがあるんですが、なかなかかなり前のことなので原因が分からなかったと、分からないということでした。

ただ、周り、こういうことをもうやめている町村というのはいっぱいあるんだろうと思います。そして、全国一律で足並みをそろえて1,000円を取りますよなんていうような制度にもなっていないかと思うんですが、先進市町村というのは、例えば近辺で言えばまだ1,000円も取っている、あるいはもう何年前からなくしているよ、そのあたりについて調べたことについてお知らせください。

○議長 町民課長。

○町民課長 今ほどの質問ですが、確かに2番、二瓶議員のお見込みのとおり、こちらの1,000円の自己負担というものについては、各市町村、全国的にもばらばらでございます。場合によっては上限額をもっと高い金額で設定している市町村もありますし、そういうことがあるのは確認しております。

ただ、今回、私たちのほうもこの現物給付化をするのが大変ちょっと遅れていたのかなというのは反省しているところでございまして、今回この制度を現物給付化するに当たって関係市町村も含めて調べさせていただきましたが、現物給付化を実施している市町村はほとんどこの1,000円の自己負担をこのときに全部なくしましてサービス事業を行っているということが今回の調査で分かったものですから、我々もこの現物給付化にするに当たって、近隣町村も含め行っている事業ですので、このようなことを展開していきたいという考えで今回条例の改正を考えたところでございます。

○議長 二瓶辰右エ門君。

○2番 もう既に現物給付化をしている町村、福島県内で言うと、割合で言うとどのぐらいもう現物給付化をしている、その現物給付化をしているということは給付金から差し引

くという制度もなくしているというふうに理解していいのかと思うんですけども、それはどのぐらいの割合になっていますか。

○議長 町民課長。

○町民課長 県内59市町村中、現物給付化を実施しているところは52市町村でございます。（「そうか」の声あり）そういう状況でございますので、うちのほうとしても速やかに行いたいという考えでおります。

○議長 ほかに質疑ありませんか。

（質疑なし）

○議長 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

（討論なし）

○議長 討論を終わります。

これより議案第6号、三島町重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（異議なし）

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の審議（説明・質疑・討論・採決）

○議長 日程第6、議案第7号、三島町工人の館設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。地域政策課長。

（地域政策課長、議案書により説明）

○議長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。二瓶辰右エ門君。

○2番 大体みんなは分かっていることなのでいいんですけども、改めてお伺いをいたします。

別表6条関係で手押しかな盤、自動一面かな盤、丸のこ横切り盤、丸のこ昇降盤、4つが使用料から外れるということなんですけれども、これは古くなったから廃棄した、あるいは売り払ったということなんだろうと思う。どっちですか。

○議長 地域政策課長。

○地域政策課長 古くなって、なかなか電源も稼働電源というのがなくて機械を動かさない状態でずっと置いておきましたので、動くかどうか分からないということで無償譲渡を企画して町内に募集したところ、3者の方が見ていってくれたんですが、1者の方がぜひ欲しいということでそちらのほうに無償譲渡いたしました。

○議長 二瓶辰右エ門君。

○2番 使っている人は分かると思うんですけども、これがなくなっても、もう既に今設置されていて、新しい機械はあって、これと同等の作業はできるということですのでよろしいんですね。

- 議長 地域政策課長。
- 地域政策課長 機械の入替えではなくて、木工室を物作りの部屋に造り替えて、もう一つを編み組み細工の編み組み材料の保存部屋という形で造り直してございます、今年。機械は、新たにじゃなくて工芸館のほうにも機械はありますので、そちらのほうを利用していただくというような形で、工人の館のほうは生活工芸村構想の中で言う編み組み細工の研修の場という形で規定しておりますので、そちらのほうの整備という形に伴った木工機械室の整備に伴う木工機械室の処分がこの条例も上げているということです。
- 議長 二瓶辰右エ門君。
- 2番 そうすると、工人の館のほうはこういう機械は置いていないけれども、工芸館のほうにはこれと同等以上の機械がちゃんと置いてあるから、そちらで作業したい方は作業ができる状況になっているから、町民サービスの低下にはなっていませんよと。こういうことでよろしいですね。
- 議長 地域政策課長。
- 地域政策課長 そのとおりでございます。
- 議長 ほかに質疑ありませんか。二瓶俊浩君。
- 6番 この料金的なものは平成31年の3月に条例化しているものだというふうに記憶しているんですが、そのときに条例制定をしたわけですけれども、このときにやはりこれを使って何かをやるという目的、事業、考え、方針があったということで、当然、条例化されたと思うんですが、そのときはどのような考え、どのようにしていく、展開していくというような考えの下、制定されたものなのか、説明願います。
- 議長 地域政策課長。
- 地域政策課長 工人の館の設置条例自体は、平成9年3月に条例化されたもので、当時から工人の館自体が工人の方に貸し工房という形で使用してもらうという形で、これの多分、二瓶議員がおっしゃっているのは平成31年の貸し工房のときの金額を、そのときも全部改修したので、貸し工房条例をなくして機械だけは残しておいた条例になっています、多分、平成31年のときのやつは。
- なので、そこからなかなかやはり木工機械室の使用がない、工人の館の使用がないということで残してはおいたんですが、今回改修ということもあったので木工機械もなかなか使えないのではないかと状況でしたので、今回改正させていただいて、全て機械部分はなくなって、使用料という条例は条文からなくなったということでございます。
- 議長 二瓶俊浩君。
- 6番 この件については、この料金、第6条ですね、別表の料金を条例で発してから2年くらい何もなかった。1回、どうするんですかというようなことを私、質問させていただいたことを記憶しておりますが、木工の使用がなかったというような今の答弁でありましたけれども、使用する用、なかったんですよ、あったとしても。
- なぜなら、機械の整備は全然していない、集じん機は倒れっ放し、それを直してやろうというわけで条例化したわけなんですけれども、一切手はつけなかった。条例化はしたんですが、一切手もつけず、使えないし、館自体もがちゃがちゃのまま、そんなんで使えるわけではないですよ。それはなぜなんですか。制定してやっていくんだと決めた上で、使

えない状態で使ってくれというのもし使えないわけですから、そのような対応をしとったのはなぜなんですか。

○議長 地域政策課長。

○地域政策課長 議員からご質問があった部分と、あとほかの議員からも木工室の使用についてはどうしていくんだというお話もありまして、なかなかやはりあのままの機械でいくと集じん機がないとちょっとやはり使えないという部分で、集じん機も二瓶議員がご指摘のとおり傾いていたということもあって、なかなかその後、使う方向で考えたところでもあります。集じん機を修理するのにもなかなか大変な金額もかかるということでちょっと検討が続いてしまったということがあります。アカデミーも入り、編み組みのということで方向がそちらのほうに行った部分もありましたので、木工室は、用途は工芸館のほうでも足りるだろうという部分で、今年、工人の館を改修させていただいてということになっております。

○議長 二瓶俊浩君。

○6番 その時点で当然改修しなければならなかったし、機械等もあるので予算化もされましたよね。改修か何かのほうで予算化されておりませんか、当時。あの部屋なり、当然あのままでは使えない状態だったので、何かしらしなければいけないので、当然直していくには多分修繕のほうで上がっていたはずなんですよ。しかし、それもやっていないんです。当然、機械を何も使わないで、駄目だったならばそのままやって、今処理したと。ですから、当然なくなっちゃっているんだから、それはどうのこうのではないんですけれども、その姿勢ですよ、私が言っているのは。決めているんですけれども、姿勢として全然見えない。条例化はしているんですけれども、それが起動しない。

ちょっとそれで、話をさせていただきますと、空き家等の適正管理というのも平成31年だか平成30年、これも条例化、認証もされました。しかし、これも条例はつくってあるんですが、起動していないために今回、危険な事故が起きていますよね。こういうことをなくすためにこの条例もそれをつくったんです。それもつくってあるんですよ。しかし、起動していない。

もう一つ、もういろいろ、そのような条例、いっぱいあるように私は思うんです。例えば農業機械、みしま農産さんから譲り受けた農業機械も何ですか、このように料金等の条例を制定しておりますけれども、そちらのほうも全然、条例はありますが中身にしては空っぽ、起動していない。農産で無償で使っている状態。そのようなものがいっぱいある。

それは話が若干ずれましたが、この条例も私はそのように見ておりました。今は撤去してなくしたんですけれども、条例をつくって、それが、中身が空っぽだったものを、ただ、今度は条件が変わってなくなったらなくせばいい。そのようなことで、そのような姿勢をおかしいんじゃないかということ指摘させていただいているんですけれども、町はどのようにお考えですか。

○議長 地域政策課長。

○地域政策課長 あの当時の修繕部分に関しては、ちょっと大変すみません、勉強不足で確認はできていないんですが、全く使わない、何とか使えるような方向でということでは検討はしていた部分はあるとは思いますが、なかなかやっぱりどうしても金額もかかる

というところもあって、編み組みでアカデミーもできたということで、生活工芸村構想の中で工人の館の位置づけも変わったということもありましたので、そちらのほうに、施設整備のほうに転向させていただいたということです。

姿勢としては、できるだけ二瓶議員が言うとおりに、こうやりたい、やっていくということとは守ってやっていかなければいけないかなとは考えております。

○議長 二瓶俊浩君。

○6番 このように、この場、議会を通してやっておられるわけでありますから、変更されるときにも、予算化のほうは今ちょっとはつきりしていないので、どうもこう言えないんですが、議会を通してやっているのにこのような方針で機械を直して使っていて、町のそういうやっておられる方へのサービスを提供していきますよということを決めてやっているのに、状況が変わってきて編み組みのほうがどうのこうの。それは悪いと言っているんじゃないですよ。になったので、その辺、変更します、機械はなくします、条例を変えます。

そうじゃないでしょう。ここを通っているんだから、議会を通してやっているんだから、その前にそれなりの相談であったり、変更の理由、変更する過程の話をする。その中で方針を決めていくんだということが、当然常識でないのかなというふうに思っておったものですから、決めたいけれども何もやらないで改正する、あまりにもおかしな話じゃないのかなというように感じをしておりますので、この件だけじゃなくて、さっき例も言いましたが、多々あると思いますので、その辺をやはりしっかりともう一度チェックするなりなんなり、やはり町で必要じゃないのかなというふうに感じるんですが、いかがでしょうか。

○議長 総務課長。

○総務課長 議員ご指摘の目的を持った条例なり規則なりに定めたことについて、きちんとその進捗管理と申しますか、例えば新たな活用の方法ですとか、そういったものについても議員の皆様きちんにご相談を申し上げた上で方向性を定めていくということは必要かと考えておりますので、そのようなことで進めさせていただければと思っております。

○議長 ほかに質疑ありませんか。二瓶辰右エ門君。

○2番 私は過去の経緯をよく知らなかったから問題意識がなくて、こういうのがなくなって代替施設がなければ住民サービスの低下を招くよねというような観点から話をしましたけれども、今のお話を聞くと、よくよく考えてみればこれ、三島町工人の館設置条例というのは公の施設の設置条例ですね、これね。そうですよね。

そうすると、公の施設というのは目的があって、利用者の利用目的やなんか規定されていたり、そこに附属施設があってということで、工人の館そのものに工具、機械がなくなっても大丈夫なような公の施設の設置条例になっているんですか。これ、条文が8条、9条だから、その上には大した条文は入っていないなというふうには思うんだけど、そこら辺との観点で、多分、俊浩議員もその目的が違っちゃっているようなことでは困るよというようなことのご心配だと思うんだけど、条例上、公の施設の設置条例の中で規定されているものと、そごはしてこないのかい、大丈夫なのかい。

○議長 地域政策課長。

○地域政策課長 工人の館の設置条例、まず第1条の設置としては、地場産業の振興を図るため、工芸製作活動を行う者に貸与する目的で工人の館を設置すると。（「工芸何、もう1回」の声あり）工芸製作活動を行う者に貸与する目的で工人の館を設置する。使用者の資格としては、工人の館及びその設備を使用することができる者は、工芸製作活動をしようとする個人または法人とされています。

4条以下は使用の許可という形になっておりまして、工人の館自体、木工機械がなくなったからということで、そごというか、そちらのほうはないかというふうに考えておりません。

○議長 二瓶辰右エ門君。

○2番 そうすると、その当時、条例をつくった当時は、工人というか工芸をするという目的、その工芸という内容は編み組みもあるんだろうけれども、木工工芸というものも想定しながらその施設の性格を決めていた。しかし、その木工工芸部分は、もうこういう機械がなくなるんだから、木工工芸は想定しないよと。工芸品という中で木工工芸というのは想定しませんというふうに、実質、内容を変えた。しかし、条例上の言葉上では、木工工芸がなくても工人、工芸という規定の中では読み取れるから、公の施設の使用の何とかな、提供内容というのは変わったんだよという理解なのかい。それは工芸館でできるんだから、そっちとタイアップしながらやっていきたいと思いますという考え方に変えたということなのかい。

○議長 地域政策課長。

○地域政策課長 そうですね。当初は工房があって、木工機械があって、そこで借りて機械もやりながらということで木工もできる、いろんな範囲で物作りができるという施設でありましたが、アカデミーを始める際の生活工芸村構想を策定した際に、工人の館の改修という形でアカデミー、物作りという部分で編み組みというか物作りの施設ということにしておりまして、その中で木工機械がなかなか使えない状況であって、それを整理しなければいけないという部分で、二瓶議員が言うとおりの、工芸館に木工機械はありますから、木工機械を使う方はそちらを使ってもらおうという部分でできるという考え方を変えたということ。はい。

○議長 ほかに質疑ありませんか。五十嵐健二君。

○3番 工人の館は、工芸村構想もそうなんですけれども、一番初めの頃は木工関係をやっていく方が非常に多かったというのが実情なんですよね。それで、木友会というような会もできて、一応、工人の館、工芸館だけではあれなので、工人のほうも利用させていただいてというような形で始まったとは思いますが、先ほどから出ているように、木工機械というのは町の財産なんですよね。それがいつの間にかあの200ボルト、あそこは三相ですから、200ボルトの電源が切られて木工機械が使えないような状況になっていった。あの機械は常に動かしていれば、今の機械と工芸館にある機械、交換もできるわけですよね。それもしないで、ああやって放置して、結局は無償譲渡というような形を取らざるを得なくなったというのは、やはり町の管理責任というのは非常に大きいなというふうに考えるわけですよね。

ただ、町の工芸村構想に対する方向性が変わってきた。それは木工のほうから編み組み

が非常に盛んになってきたから、そっちのほうに位置を変えてきたんだというような話はあるんですけども、あの機械を購入した時点ではそういった話はなかったわけですから、ただ方向が変わったから、じゃあ機械は使わないから処分をするんだという話ではないと思うんですね。いわゆるそこで木工機械を使わなくなったなら、じゃあ工芸館で使っている機械と交換したらどうだという話にもなってくるわけですよ。工芸館の機械ももう十分に使っているような状況で古いです。

そういうことも考えられるわけで、しっかりと維持管理というのをしていかないと、機械なんていうのは、ああいった木工機械は値段的にも結構いい値段がするわけですから、今度新たに工芸館で機械を購入しなければならないなんていったときには、やはり多額の出費が出てくるわけですよ。ですから、一応町の財産である以上はしっかりとした管理が必要なんではないかなというふうに思うわけです。

ですから、今回のことをただ単に木工関係をやる人がいなくなったから、その機械を使わなくなったからもう処分するんだではなくて、ちゃんと町のほうで理由を説明しながらその処分を考えていけないと、私たちはやっぱりその件に関しては納得ができない。ですから、今後、町の財産としての管理はしっかりとさせていただきたい。

財産を処分する場合には、これはあれですか、無償譲渡というふうな形を取ったわけですが、その件に関しては議会とかなんかの何ですか、説明とかなんかというのは必要ないわけですか。

○議長 地域政策課長。

○地域政策課長 一応、町の備品に関しては、そうですね、処分の規定というか、備品等の処分はどのようにするかと、処分になったときに年数とか、そういう部分が超過してきたときには更新であったり、もしその先が使用できないということであれば処分というところをやっておりますので、今回は二瓶俊浩議員から言われたとおり、こういう条例改正があった中で活用するという部分で、やはり事例としては町がご説明しなかったという部分はありますが、普通ですと普通は備品に関しては町の中で決裁をして処理する、廃棄したりという部分になるかと思えます。

○議長 ほかに質疑ありませんか。二瓶俊浩君。

○6番 課長、今いろいろ質問させていただいている中で思ったんですが、工人の館自体の動きといいますか、その中身が今までよりも変わってきていると。編み組みのほうの場所が狭いからというようなこと、材料置場がないというようなことで変わってきていると。

そこで、この工人の館に対してはもう一つありますよね、条例。これ1つでしたっけ。

○議長 地域政策課長。

○地域政策課長 条例でなくて施行規則のほうがあります。条例と併せて工人の館設置条例の施行規則がございます。

○議長 二瓶俊浩君。

○6番 何ですか、今までは木工等をやっておる場合に長いスパンで借りられる、間借りするというようなものも規定されていますよね。いやいや、されていますよね。ちょっと俺もうろ覚えで申し訳ないんですけども、それがあはずです。

ただ、今、じゃあそのがなが当てはまるのかといった場合に、あそこ、やはりそのよう

なことで、今、編み組みでどのように、実際、中は見ていないので何とも言えないんですが、何かそれは条例はあるけれども不可能なような状態ではないのか。それを使ってやっていくのは不可能な状態ではないのかなという、今まで部屋を間借りしながら、貸して、どうぞ腕を磨き上げてください、いい製品をお作りくださいというようなことで考えておった施設ですよ。それは多分できなくなっていくんじゃないのかなと思うんですけども、そちらのほうはよろしいんですか。この料金だけの問題でよろしいんですか。

○議長 地域政策課長。

○地域政策課長 二瓶議員が今ご指摘の部分は、先ほどからちょっと申し上げている貸し工房の部分で長期借りられるという条例が、一番最初はそれがあって、それがもともと、今改修、去年、おとしですか、工人の館を改修する前の条例で貸し工房で二瓶議員のおっしゃるとおり、長期間借りられるというふうな条例になっていたのを、平成31年に工人の館の利活用という形で改修したときに、その工房をなくしたものですから、それは多分そのときに全部落としている状態です。

○議長 二瓶俊浩君。

○6番 町のホームページの中の例規集がありますよね。（「はい」の声あり）あの中にあつたはずなんですよ。なくなっていたら、それ、消えるはずでしょう。消えていないですよ、多分。

○議長 地域政策課長。

○地域政策課長 私も一応、町のホームページのほうからちょっとコピーは取った部分なんですけど、その長期貸しというのは今ない状態です。（「そうですか。分かりました。どうもすみません」の声あり）

○議長 ほかに質疑ありませんか。二瓶辰右エ門君。

○2番 財産売払いの件の質問がありましたけれども、あれはたしか議会の議決が必要な財産の価値、金額というものがあって、そういう機械類だと減価償却が進んでいくので、その評価の基準でもって議会の議決を要することになっていると思います。その金額の何だ、無償譲渡をしたというのは、減価償却をしていって全く価値がないという手続もきちんと取っているんですか。

○議長 地域政策課長。

○地域政策課長 処理する前に物品不用決定承認申請という形でいつも物品のほうの処分については決裁も発議しているところですが、取得後30年ということで減価償却がゼロということで決裁いただいていると。（「やっぱりそれはしようがないんだな」の声あり）

○議長 ほかに質疑ありませんか。

（質疑なし）

○議長 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

（討論なし）

○議長 討論を終わります。

これより議案第7号、三島町工人の館設置条例の一部を改正する条例を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。休憩を取りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 11時20分まで休憩といたします。(午前11時08分)

◇ ◇ ◇

○議長 再開いたします。(午前11時20分)

◎議案第8号の審議(説明・質疑・討論・採決)

○議長 日程第7、議案第8号、三島町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。総務課長。

(総務課長、議案書により説明)

○議長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なし)

○議長 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なし)

○議長 討論を終わります。

これより議案第8号、三島町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の審議(説明・質疑・討論・採決)

○議長 日程第8、議案第9号、指定管理者の指定についてを議題といたします。

お諮りいたします。日程第8、議案第9号は、菅家三吉君に直接の利害関係があると認められますので、地方自治法117条の規定により除斥としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、菅家三吉君を除斥とすることに決定いたしました。

菅家三吉君の退場を求めます。

議案第9号、指定管理者の指定について(三島町観光交流施設)を議題といたします。

説明を求めます。地域政策課長。

(地域政策課長、議案書により説明)

○議長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なし)

- 議長 質疑なしと認めます。
討論に入ります。討論ありませんか。
(討論なし)
- 議長 討論を終わります。
これより議案第9号、指定管理者の指定について(三島町観光交流施設)を採決いたします。
本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。
(異議なし)
- 議長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。
菅家三吉君に関する案件は終了いたしました。入場させてください。
◎議案第10号の審議(説明・質疑・討論・採決)
- 議長 日程第9、議案第10号、指定管理者の指定について(三島町ミニライスセンター)を議題といたします。
説明を求めます。産業建設課長。
(産業建設課長、議案書により説明)
- 議長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。二瓶俊浩君。
- 6番 ライスセンターは当町の入り口の部分にあるわけですがけれども、関係者の皆様と
いいですか、役場の方々、このライスセンターの玄米にしたときのもみ殻ですね、見てお
りますか。
- 議長 産業建設課長。
- 産業建設課長 二瓶議員の言われるように、今まではライスセンターの裏側のほうに置
いておきました。なかなか景観上もうまくないということで、今年度、地鶏屋さんとか、
あと堆肥会社と調整して肥料にする方法、あとは木炭化ができないかということで、もみ
殻の有効利用について活用して、今後は見栄えのよくないような保管方法というのは改善
したいと考えております。
- 議長 二瓶俊浩君。
- 6番 この指定管理者がなのか、それともあの施設、それから設備といいますか、が原
因なのか、当初からなんですよ、あれ。1回、私、言わせていただいたことがあるんで
すが、当初から外のほうに出しっ放しの状態、山側といいますか、裏側のほうに、だあっ
という状態、非常に町で一生懸命やっているまちづくりにもマイナスがあるというふうに
私は感じ取ったんですが、聞くところによると、本当かどうかどうかわからないですけれ
ども、その設計がどうのこうのと、うまく流れなくて落ちるといったようなことも聞いたん
ですが、原因は何なんですか。ただ、あれをきれいにやっていけるんですか。
- 議長 産業建設課長。
- 産業建設課長 機械の不具合、その設計についてはちょっと詳細を把握していませんが、
先ほど言ったように堆肥として活用する、あと炭化して利用するなど、活用方法を検討し
て令和4年度からやっていきたいと思っておりますので、今までのような施設の裏に置きっ放し
にはならないように対応したいと考えています。

- 議長 ほかに質疑ありませんか。
(質疑なし)
- 議長 質疑なしと認めます。
討論に入ります。討論ありませんか。
(討論なし)
- 議長 討論を終わります。
これより議案第10号、指定管理者の指定について（三島町ミニライスセンター）を採決いたします。
本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。
(異議なし)
- 議長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。
◎議案第11号の審議（説明・質疑・討論・採決）
- 議長 日程第10、議案第11号、令和3年度三島町一般会計補正予算を議題といたします。
説明を求めます。総務課長。
(総務課長、議案書により説明)
- 議長 お諮りいたします。昼食休憩を取りたいと思いますが、ご異議ございませんか。
(異議なし)
- 議長 1時20分まで昼食休憩といたします。(午後0時15分)
◇ ◇ ◇
- 議長 再開いたします。(午後1時20分)
一般会計補正予算説明が終わっております。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。五十嵐健二君。
- 3番 14ページの委託料、ICTデジタル化推進計画策定ですか、これが先ほどの説明で今回は基本方針のみであるためにいわゆる減額という形を取ったというふうに説明があったんですけども、その基本方針をつくるに当たっては専門家の意見とかなんかは聞かなくてもこれ、そのまま、大丈夫なんでしょうか。それと、今どのような形で進められているのか、その辺をちょっとお伺いします。
- 議長 副町長。
- 副町長 デジタル化推進計画の策定については、当初、専門家に委託してというように考えておりました。その間、会津13市町村、そしてあと県の会津管内の出先機関が一度まとまりまして、今後のDXの方針というものを定めましょうという話になりまして、その方針が1月20日ですか、その前後に定まったということでもあります。
そういった経緯もございましたので、その方針に基づいてやはり計画というのは立てていくべきだろうというようなこともありましたので、今回はそれに基づいた方針を策定して、次年度以降にこの具体的な計画に入っていきますというところで、プロジェクトの中で今、方針を取りまとめているところでございます。
- 議長 五十嵐健二君。
- 3番 この基本方針というのは一応3月いっぱいまで計画というか、立てるといふふうな

ことだと思っんですすけれども、実際的な話として基本方針を作成するというふうに決めた時期と、今どのように進めているのか、その基本方針をつくるに当たって、その辺のところのご説明をお願いします。

○議長 副町長。

○副町長 方針をつくるということで会津の管内で動いていたと。昨年からの動きというのがございました。ただ、具体的に内容的なこともありませんでしたので、それはそれとして、三島町の独自の推進計画というのはやっておりますけれども、年が明けてからですか、もう1月20日頃にはそういったもので方針を決定するというような流れが見えてきましたので、拙速にやっても仕方がないというようなことがありますので、あらかじめそういうような状態があったから、それで方針もつくるというのが明確に分かったので、具体的な計画まで取りかからないでいたということと、あと庁内のプロジェクトを策定しておりました。その中でその方針ということで今取りまとめといいますか、何でしょう、ある程度たたき台ができたので、それを今、校正をかけているという段階でございます。

○議長 五十嵐健二君。

○3番 このDXを推進するというのは国の政策でもありますよね。それで、町村によっては磐梯町だとか西会津はもういち早くそれを進めているわけですがけれども、三島町もそういう形でこの予算を計上したのではないかなというふうに考えるわけですがけれども、この会津地方の自治体の広域連携指針ですか、それが、連携でやりましょうというような話が出てきてから、私には進められるような感じがするんですよ。

このデジタル、ここで言っているICTデジタル化、いわゆるDXの推進というのは非常に難しいなというふうに考えるわけですよ。そういったときに、基本方針のみの、今回はそれで行って次年度からいろんな策定をするというような計画であると思っんですけれども、その基本方針というのが一番大切じゃないのかなというふうに考えるわけですよ、これから進める上で。その基本方針を考えていく上で、なぜか何かちょっと進みが遅いのではないかなというふうな気はするんですけれども、今この会津地域の自治体広域連携ですか、そこには磐梯町の最高責任者かな、デジタルの、あと西会津もそうですけれども、ほかからそのためにそこに入って進めている方、専門の方ですよ。その方々が一応その中にも入っていますから、いろんなことは聞けるとは思っんですけれども、町自体で進める上では、どうしても必要なのは人材育成ということも入ってくるわけですがけれども、このICTデジタル化に対する町の取組方というのが何かちょっと分からないんですよ。

基本方針をつくるのはこれは必要ですけれども、その基本方針作成に当たって、基本方針をだからどういう内容でつくるのか、ちょっとその辺は分かりませんが、基本方針をつくるその取組方というのに対しては何か非常にその考え方が何というんですか、薄いというか、今後の進め方にもよるとは思っんですけれども、広域連携もそうなんですけれども、タイムスケジュールが決まっていますよね。その中にどんどんどん入っていくような形になったときに、果たして三島町がそこまでそういう形を取れるかというのもちょっと心配になってくるわけですよ。

ですから、町としてデジタル化に対する考え方、しっかりした考え方を持っていただかないと困ると思っんですけれども、現在の考え方として基本方針というのはどのような位

置にあるというか、基本、そのプロジェクトチームの中で作成すると言っていますけれども、その考え方ですよ。いわゆるプロジェクトチームをつかって、1週間に1回ぐらいずつ集まっているんな計画とか、そういうのを策定しているのか。そういったものの内容をちょっとお聞かせ願いたいんですけども。

○議長 副町長。

○副町長 その進め方についてもあれですけども、まずは職員の中の意識の醸成といいますか、ということで先日ですけども、それこそ西会津の最高責任者の藤井さんですか、の講演を聞いて、DXとはというような基本的な部分から全職員が聞くような研修会を行ったところであります。そういった全体的な流れと、あと具体的にプロジェクトのほうでは3回くらいですか、集まって今後の進め方ですとか、話し合っています。そして、先ほどの方針ということで、今たまたま台ができたので、それを再度そのプロジェクトのメンバーで校正といいますか、かけているという状況であります。

なかなかデジタル化も、やはり五十嵐議員の言うように専門家がいないと難しいだろうというのは想定しておりますが、我々が考えているのは職員がやっぱり理解していないんではその計画の推進に当たっても、なかなか実際進めるにおいてはやはり職員が自ら意識していかないと進められないだろうというようなこともありますし、という考えの下でやはり次年度以降についてもそのプロジェクト等々を組んで、あと体制としては協力隊というものも1人募集をかけてということで、そこで取りまとめるというような形で進めていきたいなと思っています。

ただ、この進め方と言いますけれども、スピード感を持ってというようなことがあるんでしょうが、やはり国でも今進めていて、その環境整備とか、そういった支援なんかも今検討して出している。人材の派遣ですとか、そういったような支援も出ているということなので、国全体の中での遅れを取らないような形で進めてまいればなと思っています。ただ、来年度の推進計画は目標を持って取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長 ほかに質疑ありませんか。五十嵐健二君。

○3番 すみません。27ページの土木費の住宅管理費、それと教員宿舍管理費、これは工事確定によつての減額だと思うんですけども、どちらも金額が非常に大きいですよ。この内容についてちょっと説明していただきたいんですけども。

○議長 産業建設課長。

○産業建設課長 27ページの土木費、住宅費、こちらは中平団地の住戸改修工事の設計のほうの委託と工事のほうです。設計のほうなんですけど、こちらは例年どおり予算を取っている中で落札した結果、かなり低く安く取ったということ。あと、工事請負費につきましては、既設の建物の改修工事であるものですから、ある程度剥がしたりなんだりした中で異状があった場合、工事費が負担になるため、ある程度余裕を持った工事費の中で、その後、入札、落札で落ちたという形なので、当初予算の中ではある程度、不測の事態に備えて予算額が足りなくならないように取った結果、実施の中で執行残が出たという形になっています。

○議長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 教員宿舎につきましても同様な内容にはなるのですが、実施設計等工事については同年度で令和3年度にやっておりますので、はっきりした額が、実施設計を令和3年度でやったことによって金額が出まして、それに伴って工事を発注しているものから、実際の額はかなり落ちたということでございます。

○議長 ほかに質疑ありませんか。二瓶辰右エ門君。

○2番 まず、歳入のほうから伺います。歳入で大ざっぱに見ると、地方交付税が4,400万円、国庫支出金が4,500万円ということで、地方交付税については豪雪対策だったりコロナだったりというような形で、国税が多く全国的に配分されたということだろうと思うんですが、国庫支出金が、そのうちの国庫補助金が4,900万円というのは、これは何が原因でこの多額な金額の国庫補助金がつくようになったんだったっけか。どの事業でしたっけか。

○議長 総務課長。

○総務課長 国庫支出金、国庫補助金の総務費国庫補助金で戸籍住民基本台帳費補助金で330万円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で4,694万5,000円……（「新型コロナ対策かい」の声あり）はい。この2つが増額の要因でございます。

○議長 ほかに質疑ありませんか。二瓶辰右エ門君。

○2番 そういうことで交付税と国庫補助金が伸びた、全体として。しかし、歳入では、歳出のほうも同じなんですが、補正額としては4,500万円の減額になるということですね。あとは大した、100万円台ぐらいのちょぼちょぼの出入りであるわけで、大きくそのところで動くのは繰入金、基金の繰入金が1億2,200万円ほど減額をしたと、繰入れを減額したということだから、それを財源に充てたことをしないで基金のほうに戻したということだろうと思うんですね。そのほかに起債を730万円減額したと。借入額を少なくしたということですね。

このバランスというのは、地方交付税と国庫支出金が増額になって、基金の繰入れと町債で調整したような感じに見えるんですけども、ただ、交付税についても除雪経費だったりコロナ経費だったり、国庫補助金の大半はコロナに対するものだったですよ。そういうようなひもつきではないんだろうけれども、ある程度目的を絞ったようなものだったにもかかわらず、基金繰入れをしないで済んだ、1億2,000万円も。このからくりというのはどういうふうになっているのかな。どういうふうに理解すればいいのか、今じっと考えていたんですけども、よく分からないんですよ。教えてください。

○議長 総務課長。

○総務課長 まず、補助金の4,694万5,330万円というのはもう繰越しになりますので、ひもつきでございます。（「これ、もうそっくり繰越しになってくる」の声あり）ええ、連動して歳出も増額しておりますので、これはそのままになります。

いわゆる基金から財政調整基金1億1,200万円減額したというのは、様々な先ほど歳出のほうでありました歳出額の減額に基づくものと地方交付税が4,100万円来たというところから新たな財源があったので、その分、繰り入れるべきものを元に戻したということなので、単純に歳出、支出のほうで減額が多くなった。それに……（「4,500万円だよ、合計で言うと」の声あり）歳出全体……（「補正額というのは4,500万円の減だよ」の声あり）そうです。差引きで。いわゆるこの、本来ですと例えば1億1,200万円減額になっています

ので、これが減額になってもいいわけですけども、その分、交付税が4,452万円来ているので、この差額で大体6,000万円ちょっとですか、ぐらゐの減額。（「あとは各事業の事業費の減額だということか」の声あり）そうです。はい。（「そうか。ということほだ」の声あり）

○議長 二瓶辰右エ門君。

○2番 からくりは大体読めた、分かった。ということは、交付税、自由に使える金なんだけれども、今回の交付税というのはいろんなところに目的を持ったような形で特別交付税という形で来たんじゃないかなと思っていたのね。例えば豪雪対策だったり、あとはコロナに対する手当でだったり、あとは何だろう、特交は何だったっけ、灯油券の燃料代の高騰に伴う手当金というみたいな形での交付税だったんだよね。

だから、これ、丸々余したということは、よっぽどこの当初予算、令和3年度の当初予算は結構甘々に組んでいたということかい。

○議長 総務課長。

○総務課長 先ほどの工事費の減額でもかなり大きい額が減額になったということで……（「それも甘々だよ」の声あり）答弁の中では不測の事態に備えて、ある程度の余裕を持ってということもありました。そういった部分でやはり歳出において足りなくならないようにという部分での多少の見積りの甘さというか、そういう部分は否めないものかなと思います。

今回のこの交付税というのは本当にまさに議員おっしゃるように、何かにひもつきになる経費ではございませんので、いわゆる一般財源として不足する部分に充てるということでございますので、そういった意味で歳出の部分での見積りの甘さという部分があるのかもしれないというところでございます。

○議長 ほかに質疑ありませんか。二瓶辰右エ門君。

○2番 歳出のほうにも出るんですけども、9ページの繰越明許費で住民税非課税世帯臨時給付金事業というのがあるんです。これは住民税非課税の世帯、生活に困っているの方々に対して、今回の重油の高騰だったりコロナだったりで大変生活が大変だから、政府が1世帯当たり10万円を支給するという方針にのっとった予算で、うちのほうに計上されたのは1,615万8,000円かな、これは繰越明許費になっているんですけども、これ、全額が繰越明許費で計上してあるんですか。予算措置したうちの全額を繰越明許費ですか。

○議長 町民課長。

○町民課長 こちらのほうは全額を繰越ししているものではなくて、例えば今も実施しておりますので、来年の4月以降、例えば住民税の急変世帯という形の申告も今度9月までできますので、そちらの分も含めた形での計上という形、繰越しという形にしております。

○議長 二瓶辰右エ門君。

○2番 そうすると、これに対する予算措置というのは、忘れちゃったんですけども、これよりも多かった。そのうちの4月以降に確定するであろう世帯分の繰越しをしたと。こういう理解でよろしいですね。（「はい」の声あり）分かりました。

まだ年度も終わっていませんけれども、これももう既に給付を受けたという方もいらっしゃるし、こんな話も聞きました。「いやあ、難しい文書が来た。何かくれると言うけ

れども、俺は分からないから、とても書けないからごみ箱に行っちゃいな」と。そうしたら、その世帯の何か外に出ている娘さんだかが来て、「こんな制度があるんだけど、ばあちゃん、来たべ」と言ったら、「捨てちゃった」なんていうような、そんな話も聞きました。

文書を出して、なかなか難しい文書ですから、きっとね。文書を出して返事が返ってこないということに対しては、役場としてどのような手当てをしていますか。

○議長 町民課長。

○町民課長 確かに2番、二瓶議員のお見込みのとおりでして、ちょっとこの言葉が細かく書いてありますので、独り暮らしの高齢者の方については分かりづらかったなというところはあるかなと思っております。

今、現状ですが、今回確認書というものを発送したものは全部で228世帯ありまして、今現在176世帯の受付処理をこちらのほうでしてございまして、今、段階的に支給という形の段取りを進めているとございます。今現在、228と176ですので、半分以上は届いておるんですけども、間もなく大体の数字が見込まれてきますので、今議員おっしゃるとおりには今後はプッシュ式方式ではないんですが、間違いでないだろうというものを役場のほうで再度見直しをしまして、まだこちらのほうに届いていない方のリストアップをして、今度3月の民生委員の定例会でもちょっとお願いをしたところございます、民生委員の方々と一緒にちょっとこちらのほうから来ていない方々には出向いて、こういう書類が来ていませんかと、もし来ていなかったらこちらのほうで再発行して手続することができますよという形で、プッシュ式方式で今届いていない方に対してのアプローチを町のほうではしていきたいなというふうに考えております。

○議長 二瓶辰右エ門君。

○2番 そういうやり方が非常に町民課としては大切なことだろうというふうに思います。「届いてねえがよ」じゃなくて、もう発送先は分かっているわけだ。それが返送されてきているかどうかも分かっているわけだから、もう戸別訪問をして「なじょだよ」と。「分かんねがったんだべ」というようなことで、ぜひ漏れのないように対応をよろしくお願ひしたいと思います。

あとは、4月以降の人についても、申告によってそれは分かっているわけなんだけれども、それでも分からない人というのはいると私は思いますので、その辺も丁寧な対応をよろしくお願ひして、漏れのないようお願いしたいというふうに思います。

○議長 ほかに質疑ありませんか。五十嵐健二君。

○3番 今の繰越明許費の社会福祉費ですか、1,615万8,000円、これが繰り越されるわけですけども、全体で多分308世帯だったと思うんですけども、3,080万円の予算だったんじゃないかなと思うんですけども、これ、申告が終わった後に一応決定される世帯というのが大体どのぐらい、前、20世帯ぐらいかなというふうな説明はあったと思うんですけども、確定するのは申告が終わった後ですよ。これ、もし確定した場合には申請という手順があると思うんですけども、実際に給付されるというのは大体いつ頃になるわけですか。

○議長 町民課長。

○町民課長 実際、給付は、申告をしていただきまして、うちのほうでその確認ができれば

ばすぐに、なるべく早く申請者の方には給付するという仕組みを取っておりますが、今うちのほうで難しいところは、まず今、家計急変世帯はこれからどのぐらいいるのだろうかというようなことと、もう一つ、今、懸念して調査しているのは、扶養になられているか、なされていないか、例えばこの制度はうちの町に在住の高齢者の方が課税者の息子さんに扶養されているという場合は該当にならないという例があったりとか、逆にその逆のバージョンも考えられるということで、こちらのほうを今、相手方の町村のほうとチェックをしている状況という形になっておりますので、こちらの方と家計急変世帯の方という形の処理を引き続き行いまして、この事業は今年度の9月いっぱいまでの事業ですので、この9月中までには全世帯の処理を完了させていきたい。

先ほど2番、二瓶議員からもお話がありました。ただ、そういう申告をただ出すだけではなくて、こちらのほうでも調査をしながら、逆にプッシュアッププッシュ方式で、その世帯のところに訪問に行ったりとか、そういう形をしながらこの事業を行っていききたいというふうに考えております。

○議長　ほかに質疑ありませんか。二瓶辰右エ門君。

○2番　財産貸付収入ですけれども、12ページで財産収入があります。財産貸付収入で建物貸付収入で120万円の減額で、これは教員宿舎と備考にあるんですけれども、これはどのような収入でしょうか。

○議長　生涯学習課長。

○生涯学習課長　この収入につきましては、教員宿舎の入居料になります。一応、戸数分を見込んでおったのですが、入居世帯数で減額になったものでございます。

○議長　二瓶辰右エ門君。

○2番　入居戸数とかなんて言わないで、何件を見込んでいたのが何件になったという具体的な数字でお答えください。

というのと、これ、財産収入に入れているんですけれども、公営住宅の家賃収入は使用料ですか、財産収入ですか。公営住宅の家賃収入は何、使用手数ですか、それとも何で受けているんですか。

○議長　生涯学習課長から。

○生涯学習課長　それでは、教員宿舎の戸数についてなんですが、3階は今年度改修がありましたので……（「今年度で終わりだよね」の声あり）ええ、終わりです。2階につきましては8戸、ちなみに3階は5戸、2階の8戸を見込んでおったんですが、実際は3戸入居であったということでございます。（「5戸のほうは」の声あり）5戸は改修が……（「今やっているから、来年からになるのか」の声あり）そうです。

○議長　産業建設課長。

○産業建設課長　公営住宅につきましては、住宅使用料という形で……（「使用料」の声あり）はい。

○議長　二瓶辰右エ門君。

○2番　そうすると、公営住宅の場合は住宅使用料という形だと言うんだけど、教員宿舎の場合は何でこれ、財産貸付収入というふうになるわけ。建物貸付収入。（「調べますので休議おねがいします」の声あり）

○議長 暫時休議いたします。（午後1時48分）

◇

◇

◇

○議長 再開いたします。（午後1時53分）

生涯学習課長。

○生涯学習課長 教員宿舎につきましては、普通財産として貸付けしておりますので財産貸付収入ということで予算を計上しております。

○議長 二瓶辰右エ門君。

○2番 その答えではなかなか町民は分からないので。

そうすると、行政財産と普通財産の違いは何ですかと聞かなければならなくなるので、もっと分かりやすく、町営住宅は使用料だ、教員宿舎は建物貸付収入だ。それを分かりやすく、なぜそうしなければならないのかについて、もう一度ご説明願います。

○議長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 教員宿舎につきましては、教員等、特定の方の入居になりますので、財産貸付収入ということで取扱いをさせていただいております。町営住宅については、広く一般の方が入られるということで使用料という取扱いをしております。

○議長 二瓶辰右エ門君。

○2番 今、3階の建物改修をやっているのですが、まだ5戸分は来年度になってから募集をするということになるかと思いますが、8戸のうち3戸は入っているということなんです。この3戸というのはいずれも教員の方々ですか。

○議長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 3戸のうち、2戸については教員の方です。1戸については、役場職員が入居しております。

○議長 二瓶辰右エ門君。

○2番 そうすると、特定の方といった場合に特定というその基準、規定というものが無いと困ると思うんですよ。例えば、あそこの住宅はなかなか私も一般参観で見してきましたけれども、非常に住みやすい高級な住宅になっております。非常に高級な住宅になっております。そのうち10戸には桐のベッドまで入っています。それはちょっと別にしてですね。そうすると、入りたい人はいっぱいいらっしゃるわけですよ。あそこに入りたいという人はいらっしゃるんじゃないかなというふうに思うんですよ。

そうすると、募集をかけないで特定の人にのみそれは許すと。教員ではないけれども、許される範囲の人がある特定の人だというふうになると、非常にこれ、不公平感を生むというふうに思うんですが、そのあたりはどうですか。

○議長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 教員宿舎については規則を設けておまして、その中で教員、役場職員、地域おこし協力隊というちょっと制限をかけておりますので、現時点ではそういった方たちの入居を見込んでおります。

○議長 二瓶辰右エ門君。

○2番 私もそのところをどういうふうにして調整するんだよという話をされていて、そういう規定を設ける、そしてその規定については文科省や県の教育庁や、きちんと相談し

て、それで大丈夫だねということの確認を取りなさいよというお話を前にしたことがありました。

ということで、その規定なるものを見せていただきたいことと、あと、そういう関係機関との調整は了しているのか、改めてお伺いをいたします。

○議長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 教員宿舎の入居については規則で定めておりますので、後ほどご提示させていただきます。

また、今までですと、教員以外については1年を超えない入居については特に国、県の許可は必要なかったんですが、1年を超える場合はそういった許可が必要になりますので、今年度その手続をしまして、年度末にはその許可が得られると思いますので、2年を超えての入居というのが教員以外についても、役場職員であつたり地域おこし協力隊であつたり、入居が可能となる見込みでございます。

○議長 二瓶辰右エ門君。

○2番 その1年を超えない、2年を超えないというところに、俺、ポイントがあろうかと思うんですけども、非常に立派な住宅なんです。高級住宅なんです。私、見ると、東京都内の何か高級マンションみたいな、そんな住宅なんですよ。そこに教員以外ということで役場職員と地域おこし協力隊だと。これは1年以内だから、1年以内にするからということならば別なんですけれども、今度1年を超え2年になっても、あるいはどうか分からないけれども、3年になってもどうなるか分からないけれども、そういう条件を付した中である特定の人だけを対象にするというのはおかしくないですか、考え方が。（「ちょっといいですか」の声あり）

○議長 五十嵐健二君。（「俺、質問しているんですけども」の声あり）

○3番 その関連しての質問なんですけれども。（「答えをもらっていない」の声あり）いや、ちょっとそれに関連しているんですよ。私も一度、前、聞いたことがあるんです。

私も前、教員宿舎が空いていることに対して、一般に貸出しをすることはできないのかというふうな質問をしたことがあるんですよ。そのときに答弁されたのが、あそこを建てる時、教員宿舎という形での補助金で建てたので、目的が違うことには使えないような説明だったと思っている。今でもそれ、その建てたときの補助金の規制がかかっているのかどうかというのが、ちょっと私、確認したいところなんですけれども、それ、今、二瓶辰右エ門議員が質問されているように、役場職員はいい、協力隊はいいんだというふうな何というんですか、そういう仕組みで貸付けをしているというところにちょっと疑問符が打たれてしまうんですよ。それだったら今空いているんだったら一般に貸出しをしてもいいんじゃないのかというふうな話になってくるんですけども、まだ教員宿舎を建てる時の助成金というか補助金というか、そのしがらみがついているのかどうか、その辺のところもちょっと確認したいんですけども。

○議長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 教員宿舎につきましては、ほかの町村も同じなんですけど、空きが多い状況になってきておりまして、制度としましてもその辺が緩和されております。教員の入居に支障がない範囲で一般の方も入居させることが今はできるようになっております。それ

は必要な手続を取った上でになるんですが、そういった手続を今取っておりますので、規則さえ変えれば一般の方も入居ができるようになるんですが、ただ、今の時点で町営住宅も空きがある状況でございますので、その辺は状況を見ながらどこまで緩和するかというのは検討が必要かと考えております。

○議長 二瓶辰右エ門君。

○2番 何だろう、いろいろ継続性がないんですよ。前、建てる時になぜ国庫補助金なり地方債を使わないのかという話から始まって、それは教員住宅という専用の住宅にするのは、ちょっと補助金を使ってしまうとさらに規制が厳しくなると。だから、別な財源を使って教員住宅の建て替えをするんだと。そのときに、であればほかの人も入れるんだねと。入れるようにしたいと言うのであれば、ちゃんと、まだ教育費国庫補助金の残存価格が残っているんだから、規制を受けるから、その規制について十分協議した入居要綱なり、そういった規定をつくりなさいよということを話していた。その規定は、課長に言わせれば、もうつくってあるという話なわけだ。つくってあると。それをさらにまた何かその規定を変えるという話を今しているわけなの。文科省と県の教育委員会とは協議が本当に進んでいるのかい。

○議長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 規定というか規則がございまして、その中で入居の対象者を制限しております。（「その規則というのは今回つくった規則なの」の声あり）いや、今までも……（「前からの規則なの」の声あり）あります。そこで対象者を一応絞っております。

国、県のほうにつきましては、もう既に書類は提出しております、その辺の許可をいただければ次年度以降は一般の方も入居させていいような状況にはなりません。

○議長 二瓶辰右エ門君。

○2番 そうしますと、今の現段階、年度の末なんだけれども、まだ令和3年度の段階では1年しかいられないよという条件の中で人を暫定的に入居させた。しかし、一方で、国庫補助金との関係で国と協議をして、その入居要綱もきちんと見直しをする。そして、見直しをした結果、役場職員と地域おこし協力隊のみならず、広く宿舎として公募をする。そんな方向で今動いているというふうに理解してよろしいですか。

○議長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 教員宿舎につきましては、先ほどちょっと回答が漏れてしまったんですが、国の補助を受けて建てた建物になりますので、まだその残存価格というか、その償還分というか、若干残っていますので、そこは基金をつかって積み立てていくことが条件にはなっていない。（「分からない、分からない、分からない。何言っているか分からない」の声あり）

すみません。手元にちょっと資料をお示ししていなくて、具体的なお答えがちょっとできない状況なんですが、国の国庫補助をもらって建てた教員宿舎でございます。（「その残存価格が残っているから、国の基準が適用されるでしょう」の声あり）その条件として、毎年その基金を設けて……（「その基金というのが分からない。何だ、基金って」の声あり）教育施設……、すみません、ちょっと資料が手元になくて。その残存価格の相当分を毎年、何年かかけて積み立てていくということが条件にはなっております。

○議長 二瓶辰右エ門君。

○2番 基金というのは簡単につくれるものではなくて、基金を新しくつくるのであれば基金条例の制定が必要なんです。とすれば、議会とも十分協議しながらつくらなければならないような案件なのに、そう簡単にたやすく基金なんて言われても、誰もみんな分かりませんよ、聞いていないんですから。

だから、そういうことじゃなくて、私の先ほどの質問はそういうふうに認識してよろしいんですかという確認のための質問なんです。何でそこに基金なんていう話が出てくるのかよく分からないんだけど。あれ、2億円近くもかけているんだよ。

○議長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 一応、教員宿舍改修を終わりましたら、教員の先生も異動がございまして、教員優先に考えております。

一般の方については、今後、議会の皆様ともご相談しながら規則の改正をして、一般の方の入居をするか否かは今後ご協議をさせていただきたいと思っております。

○議長 二瓶辰右エ門君。

○2番 そのところが違うんですよ。そのところが違う。建設するときに費用を自主財源でやった。自主財源。国庫や起債に頼らなかった。自主財源でやったんですよ。その自主財源でやった理由というのは、教員だけじゃなくて一般の方も対象にしたいからという意味合いも含めて、そういう財源で2億円ぐらいかかっているんじゃないかなと思うんですけども、立派な住宅にしたんですよ、改修したんですよ。そういう経過の中でお話ししているんですから、今さらまた議会と相談してなんていう話ではないんです。一般を募集できる体制にしなければ、つじつまが合わないんです、言っていること、やっていたことと今の状態が。

なおかつ、教員は過去10年以降、もっと遡ってもいいんですけども、どんな人事異動があってもそんなに多くは見込めないんです。現に教育長だって住宅に入らないで通っていらっしゃるでしょう。

○議長 暫時休議いたします。（午後2時9分）

◇ ◇ ◇

○議長 再開いたします。（午後2時12分）

生涯学習課長。

○生涯学習課長 大変すみませんでした。

まず、ちょっと流れを整理させていただきますと、令和3年4月1日の規則の改正で、町営住宅に空きがなかったものですから、教員以外の役場職員、地域おこし協力隊、アカデミー生等を入居の対象者にしたところでございます。

ただし、国への財産処分手続を行わないと1年を超えた入居ができないというところから、今年度その財産処分報告を行いまして、1年を超える入居を可能とする手続を取ったところなんです。

ですので、令和4年度につきましても、規則の対象者になっている方以外の入居は現時点では予定していないといったところでございます。

○議長 二瓶辰右エ門君。

○2番 どうも話が違うなど。そもそも建てることから計画をつくって改修投資をするんでしょう。それもかなり2億円という多額な改修になったわけですよ。そうすると、建てることから、これは何のための住宅なのか、それは建っている最中に私は質問をして、何で国庫補助金やその他地方債を使わないのということの議論の中から、この住宅は教員専用では入居者が埋まらないから、ほかに一般も入れたいという考え方からやっているんだという話だったわけですよ。それが、町営住宅の空きがなくなったから、特定の人間に出ていってもらって、別なところに入居させたという今の説明だよね。そこが問題だよね。自ら進んであなた出ていけと言ったときに、じゃあ私、そのいい部屋のほうに出ていきますというのなら別だけれども。

だから、何かやり方がむちゃくちゃ、俺から言わせると。すばらしいマンションなので、多くの人に入居できる機会を設けるように、制度、仕組みをきちっとやってください。空いていたままではもったいないわけですから。

○議長 総務課長。

○総務課長 いわゆる令和3年4月、今年度に入居者の改定をしたわけです。今まで教員だけだったものを、町の住宅もなく教員住宅が空いているということで、そちらのほうの利活用を図るという意味から改修をして、ただ、入居者についてはすぐに広く一般に公募するのではなくて、教員に準じた公務員とか、町関係の職員……（「そんなこと、言っていないって」の声あり）ということで、この規則改正にさせていただいたわけなんです。

そういうことから、実際にその内容、部屋を見ますと、確かにある程度豪華な形になっておりますので、それを特定の人だけにとということについては、やはり公平性の点からすると好ましくないだろうと思われまので、今後そういった手続を取った上で一般の人にも貸出しができるような形で協議をさせていただくということでご理解賜りたいと思います。

○議長 お諮りいたします。休憩を取りたいと思いますが、ご異議ございませんか。（「一言いいですか」の声あり）はい。

○2番 議会で約束されてもなかなか実行されない、いつまでたっても返答がないというのが今まで私、何回も味わった経験ですので、いつまでにどういうふうにすると、きちっとここで話をしてください。検討するでは分かりませんよ。

○議長 総務課長。

○総務課長 今現在その手続、一般の教員以外の方も2年以降も住めるような手続を取っておりますので、令和4年度中にあとはこの規則を改正して、広く公募できるようにするというようなことの協議をさせていただきたいと思います。

○議長 二瓶辰右エ門君。

○2番 全ての改修が3階まで終わって、令和4年度から新たな部屋の供給ができるようになります。そのときの募集までに間に合うようにきちんと結論を出してください。

○議長 総務課長。

○総務課長 そのように協議をさせていただきたいと思います。

○議長 お諮りいたします。休憩を取りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 2時30分まで休憩といたします。(午後2時18分)

◇ ◇ ◇

○議長 再開いたします。(午後2時30分)

一般会計補正予算質疑を続けます。

二瓶辰右エ門君。

○2番 今度は財産収入なんですけれども、83万8,000円の工芸館の売却代金が収入として上がっています。これは物と申しますか、工芸館自体は何かを生産する機関ではないので、購入したりなんかしているんだろと思うんですけれども、それはどういう仕組みになっているんでしょうか。

○議長 地域政策課長。

○地域政策課長 工芸館でもアカデミー生、伝承生は町のほうでお金を払っていますので、その間に作ったものに関しては、工芸館で売ったものは全部町のほうに入れているようにしていますので、それがこの中に上がってきたと。(「了解です」の声あり)

○議長 ほかに質疑ありませんか。二瓶辰右エ門君。

○2番 まだ歳入の面で言っているんですけれども、繰入金のほうに行きまして公共施設整備基金繰入金が減額になるということは、繰り出しをやめると。戻してやるよという金額だと思うんです。

そこで、町営住宅の改修は、これ、歳出面で言うと27ページでちょうど200万円が、その他の財源で三角200万円というふうになっているわけでございます。三角じゃない、プラスか、になっている、間尺が合うと。

教員宿舎の改修のほうは、歳出予算の28ページなんですけれども、その他の財源に1,792万8,000円がのっているんですよ。ここで言うと1,670万円なんですけれども、この差というのは何が原因ですか。教えてください。

○議長 総務課長。

○総務課長 28ページのその他の財源の1,792万8,000円と繰入金1,670万円の差でございますが、入居料等の収入を充てているということでございます。

○議長 二瓶辰右エ門君。

○2番 当初予算のときから入居料がこの改修費に計上されているんですか。例えば町営住宅であれば収入額、あれですか、改修費に何か充てるような制度になっているんだっけか。充てているの。

○議長 総務課長。

○総務課長 これは予算の充当の関係でございまして、いわゆる収入にあったものをどこかの財源とするということで財源充当を行っていることでございます。

○議長 二瓶辰右エ門君。

○2番 今度その下の大石田分校と生活改善センターの解体で250万円、基金を新たに繰り入れるということなんですけれども、これは歳出予算にはのっていないから事業費は変わっていない。しかし、財源だけを構成するという考え方ですか。そして、それはなぜですか。

- 議長 総務課長。
- 総務課長 ご指摘のとおり、金額の増減ではなくて財源の充当ということでございます。
（「その理由は何ですか」の声あり）
- 議長 総務課長。
- 総務課長 いわゆる公共施設整備基金の中から財源をこちらに充てたということでございまして、財源充当の中で公共施設整備基金からの繰入金をこの改修に全額充てるということでの……（「それは分かっているけれども」の声あり）改修分の財源。
- 議長 二瓶辰右エ門君。
- 2番 いや、公共施設等整備基金を、これはプラスだから250万円を充てるというのは分かっているんだけど、その基金以外の財源は一般財源だったんでしょう。一般財源を減額して何だ、基金の繰入れを多くするわけでしょう。基金の取崩しから財源に充てるわけでしょう。プラス・マイナス・ゼロなんでしょう、事業費に変わりはないから。だから、それはなぜそういうふうにしたのと。
- 議長 総務課長。
- 総務課長 公共施設整備基金からの繰入れにしたということで、例えば財政調整基金を充てていたかもしれませんが、そちらを公共施設の解体に使ったということで、その基金から財源は充当したというところでございます。
- 議長 二瓶辰右エ門君。
- 2番 いや、結果は分かっているの。結果は分かっているの。財源更正をしたという結果は分かっているの。その理由を聞いているの、何でと。当初からこの事業をやるためには、こうこうこういう財源でやろうと決めて出発するじゃないですか。町長も言っているように「入りを量りていずるを制す」なんでしょう。だとすると、なぜそれを変えて250万円の行った、来た。一般財源なのか何なのかは分かりませんよ。俺、一般財源でないかなと思うんだけど、何でそうしたのと。
- 議長 総務課長。
- 総務課長 こちら、一部工事の内容の変更があって事業費が、その分が上がった分の不足する財源ということでございます。
- 議長 二瓶辰右エ門君。
- 2番 じゃあ、それに伴う歳出予算の補正というのはどこに出ているの。
- 議長 総務課長。
- 総務課長 こちらの歳出につきましては、一般管理費……（「何ページ」の声あり）一般管理費の財産管理費の中の工事請負費の中で……（「ちょっと、何ページだい」の声あり）財産管理費自体は15ページに項目があるんですけども、その分の今回のここでは支出ではなく……（「何言っているんだ。いや、だから俺、財源の振替だろうと言ったら、そうじゃないと。工事費が変わっているんだと言ったから。金額の変更をしているなら、どこにその歳出予算があるの」の声あり）
- 議長 総務課長。
- 総務課長 歳出予算は、当初予算の中で財産管理費の工事請負費の中で見積額を計上しておりますけれども、その中の範囲で増額計上をしておるというところでございます。（「だ

から、要するに補正予算には出てこない」の声あり) はい。(「補正予算というのは工事費の確定による減だの増だのとなっているんだべ」の声あり) はい。(「工事費がまだ確定していないの。だから補正しなかったの。何を言っているんだか、訳分かんねえぞ」の声あり)

○議長 総務課長。

○総務課長 こちらはもう工事は既に終わっております。(「確定しているんでしょう」の声あり) ええ。(「そこに増減があったんでしょう」の声あり) はい、増減があつて変更契約をして工事は終わったんですけれども……(「請差が出たの、出ないの」の声あり) この工事費全体では請差は出ました。(「それはいつ補正したの」の声あり) 補正というか、その予算の中でやっておりますので、特別、補正予算は組んでいないところです、予算の中で。(「何言っているか分かりますか。俺は何言っているかさっぱり分かんねえぞ」の声あり)

工事請負費全体、ございますよね。それには大石田の解体工事、そのほかの工事も併せて工事請負費として取ってございますので、その全体の中で増減がある中で充当させたというところでございます。

○議長 二瓶辰右エ門君。

○2番 それはこの何だ、事項別予算説明書で説明をして、議決は正当に議決をするというのは、款項目節で言えば款項までが議決案件なんだけれども、それでは分からないからといって議会説明資料をつけながら議決しているわけなんだけれども、そこの中の備考欄に必ずこれは何の事業ですということを、それは幾らですと記載をしてやっているわけでしょう。だから、トータルでやるんじゃなくて、その箇所箇所ごとで増減があつたらば、きちんとそれをお知らせするのが当たり前なんじゃないの。その一つの工事請負費なら工事請負、一般管理費の工事請負費というのがあつて、そこの中で今の説明など、一本でやれましたが、補正はありませんでしたというんでしょう、やりくりしたと。

それは、説明欄のところにプラス・マイナスを出してゼロというふうにして出して説明するのが本当なんじゃないですかと俺は言っているの。そうでなければ、財源更正だけの250万円の行った、来たというの、何かどう見たって何でというふうになるでしょうということを言いたいんじゃないですか。そうでしょう。私が聞いているのは、なぜ財源更正をしたんですか、その理由は何ですかと聞いているの。

何かいいかげんな予算だな。

副町長、そういうこと。俺が言いたいのはそういうこと。箇所間移動をしたということなんだべ。

それと財源更正の理由はまた別よ。別建てよ。

○議長 二瓶辰右エ門君。

○2番 どうも総務課長が分かっていないようだからお話しします。正当に議会の議決というのは款項目の項までです。それでいいんです。でも、お互いにきちとした理解を得るためにどこの都道府県も市町村もこうやって目、節まで、そしてさらにはその説明資料として箇所や積算内訳が載つて、それがぼんと節の合計金額になるというところまで示しているわけ。示しているということは、そこの中の説明の箇所に変動があつたらば、ト一

タルでゼロであってもこういう箇所のこうこうこういう理由で箇所の変動がありましたという、議会に対して説明をするのが当たり前じゃないですかというのが1点。

そして、ゼロであるにもかかわらずその財源を移動したというのは、その理由は何ですかというのはまた別な話ね。

○議長 総務課長。

○総務課長 そのように、そうさせていただきます。

○議長 ほかに質疑ありませんか。二瓶辰右エ門君。

○2番 まだ、歳入のほうで諸収入で教員宿舎インターネット使用料というのがありますよね、雑入の中に。これ、教員宿舎だから、今改修している入所者から徴収しているインターネット使用料というふうに理解してよろしいですか。

○議長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 そのとおりでございます。

○議長 二瓶辰右エ門君。

○2番 インターネットを使用するにはWi-Fi環境があるかということと、あとはインターネット使用だからプロバイダーをどうするかということなんですけれども、この公舎においてはどこまでインターネット使用料として便宜の供与を図っていますか。

○議長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 教員宿舎のインターネット環境につきましては、マンションタイプということで全部入っている形で、希望する方に対して提供することで……（「いや、聞いていることが違う。提供して、提供することのできる機能はWi-Fi環境だけじゃなくて、プロバイダー契約までも含めて、そして提供しているのかどうかということを知っているの」の声あり）一応マンションタイプなので、全て提供しております。

○議長 二瓶辰右エ門君。

○2番 そうすると、プロバイダー契約までしているということになると、かなりインターネットというか、そのセキュリティーが問題になる場合が結構あるんだろうと思うんですけれども、そこら辺の対策はきちっと立っていますか。

○議長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 そこは万全の体制でやっております。（「どういうふうに万全」の声あり）すみません。NTTのマンションタイプということで、そこはもうセキュリティーも完璧に対応しておりますので、問題ないと考えております。

○議長 二瓶辰右エ門君。

○2番 DX行政も進んでくるわけですから、その中身をよく熟知した上で、説明できるぐらいにちゃんと分かった上で、業者に全部任せるんじゃなくて、こうこうこういうことだから大丈夫だねというふうに分かった上で提供するのが望ましいと思いますから、老婆心ながら言っておきますが、ちなみに1回線を使用すると月あるいは年、幾らの料金設定にしているんですか。

○議長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 月額2,910円でございます。（「安い」の声あり）

○議長 二瓶辰右エ門君。

○2番 それはあれですね。まさか町の財源を手出しするようなシステムにはなっていないですね。マンションという一つの全体契約をどこかと結んで、ここには使用料を取るわけ、使うところは。あまり人がいないと、使用料が取れなくて結局町の負担になるはずだよ。何で町の負担にはなりませんと言えるの。3戸しか入っていないんだよ。

○議長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 すみません。議員ご指摘のとおり、全戸入った上で町の負担がないということで、入居が少ないとその分は町の負担になっているということでございます。「なるほど、分かりました」の声あり)

○議長 二瓶辰右エ門君。

○2番 したがって、全戸負担を目指して、入居を目指して頑張ってください。

○議長 ほかに質疑ありませんか。二瓶辰右エ門君。

○2番 俺ばっかりでいいでしょうか。歳出のほうに行きます。

これは当初予算で議論したほうがいいかどうか分かりませんが、いつまでもうやむやにするわけにもいかないというふうに思うので、14ページの一般管理費の報償費の山菜加工場支援アドバイザー、これ、農林費じゃなくて一般管理費に入っているのは、財源があれですよ。コロナ対策だからこっちに入っているんですよ。

繰越予算になる来年度の令和4年度にこの金額を計上してあるんだろうと思うんですけども、山菜加工場、どうするつもりですか。どうなっていますか、現況は。2月は過ぎましたから決算は出たんですよ。

○議長 産業建設課長。

○産業建設課長 山菜加工場については、2月決算なんですけど、まだ最終的な決算の報告は受けておりません。1月末の現在で、昨年、令和3年1月末ですと赤字が1,000万円を超える赤字でした。今回は令和4年の1月末で、赤字額が493万円ということで、山菜支援アドバイザーの活躍により昨年より赤字額を567万円ほど抑えております。阿部氏の指導で原材料費とか資材費等を770万円縮減しております、効果が出ているのかなと思っています。

令和3年度につきましては、新型コロナウイルスの影響で1か月休業したにもかかわらず、赤字額が1月末で490万円。来年については、フルに稼働した中で赤字額を減らして、できれば黒字に転換したいと考えております。赤字額が1,000万円以下でありまして、1月末で490万円ちょっとということで、JA会津からは令和4年度についても山菜加工場についてはJAが運営したいということで話を受けております。

2年間、阿部氏をアドバイザーとして派遣しましたが、コロナの影響もあってなかなか展開が見えなかったんですが、やっと上向きになったということで、令和4年度1年間、アドバイザー派遣を延長して黒字化を目指すような形で考えております。

○議長 二瓶辰右エ門君。

○2番 そういう方針であるというのは、町としての考え方だと受け止めてよろしいんですね。担当課長だけの考え方ではなくて、町としての考え方がそういう考え方だと。みんな、うんうんと言っているからそうだね。

ということは、そういう決定がなされたのであれば、当然大きな問題として議会とも何回も協議を重ねているし、不適切な補助金の支出までしているいろいろな問題になったわけだけ

ら、そういう方針が出たのであれば、すぐに議会と協議をして、そして方向性を決すべき課題ではなかったのですか。なぜ聞かれてからしか、そういう答えが出てこないのですか。

執行部が自ら議会に対して、今度はこういう見込みだからこういう方針でいくと。したがって、経営支援アドバイザーをあと1年延長するよ。そういう方針を議会にきちっと報告して、そして協議をする。そういう体制がなぜ取れないのですか。

○議長 産業建設課長。（「それは産業建設課長が答える問題でないじゃね」の声あり）

○産業建設課長 予算計上をして、全員協議会等で丁寧な説明をすべきだったと思います。

○議長 ほかに質疑ありませんか。五十嵐健二君。

○3番 今の山菜加工場支援アドバイザーのお話なんですけれども、実際に赤字が少なくなったというのは大変すばらしいことだと思います。それで、私たちが監査のときに施設調査という形で実際にお伺いして、実際に作っている商品を試食させていただきました。現在カネカのほうにその商品が置いてあるわけですが、確かに味は非常によろしいです。それで、結構カネカでも売れ筋の商品ではないのかなというふうに考えておりますし、今後の考え方として、これは私個人的なあれなんですけれども、意見なんですけれども、このまま農協と一緒にやっていって大丈夫なのかなというような心配もあるんですね。

農協は、それは赤字が少なくなって、それがだんだんプラスになっていけば、利益が上がればそれだけ農協としてもいいわけですが、実際に赤字になった場合にまた撤退するような話が出てくるようでは、何か一生懸命そこに力を入れてもなかなかうまくいかなくなるのではないのかなというふうな見方もあるんですけれども、今のところは農協を母体として動いているというのはあるんですけれども、今、桐の里産業もありますし、野菜の供給とかそういったやつはどのような形で行っているのか、そこまでは私もちょっと詳しいことは分かりませんが、一つの町の産業としてこれから進めていくわけにはいかないのかなというふうな考えもあるわけですが、町として今後そういったような考え方があるのかどうなのか。それとも、やっぱりこのままずっと今の状態で続けていくつもりでいるのか。その辺のところをちょっとお伺いしたいんですけれども。

○議長 町長。

○町長 山菜加工場の現状のほうは、経営していくのかというようなことでございますけれども、現在アドバイザー、阿部氏には経営手腕というのがある面では農協あるいは我々職員と違ってあるというようなことで、例えばやはり農協が販路を多く持っている。我々、桐の里産業で例えばやれば、なかなか販路が、行く先がちょっと、我々は専門家でないからその辺はちょっと難しいなというふうに考えておりますので、今のままなるべく農協という大きな母体の中で成果を上げて、そしてそのルートを使いながら販売していきたいなというふうには今現在のところ考えております。

○議長 産業建設課長。

○産業建設課長 今ほど、桐の里産業と山菜加工場の取組なんですけど、今年から桐の里産業で作ったエゴマを山菜加工場に提供して商品化をしております。それ以外につきましては、昨年やりました中山間所得確保事業の中で山菜加工場と連携しながら、例えば高齢者福祉施設に食材を提供するというような形で試験的に行いましたので、そういった供給もできないか今検討して模索しているところなので、町内の事業体が連携しながら山菜加工

場を生かした形で、さらに農作物に付加価値をつけて販売できないかということは、町のほうでも一緒に検討しておるところであります。

○議長　ほかに質疑ありませんか。二瓶辰右エ門君。

○2番　私が質問してそんなふうになったんですけれども、やっぱり山菜加工場の今後の経営の在り方については、方針あるいは数字を使ってきちんとやっぱり議会と協議をしていただく。その場の設定を含めて、2月末で決算が出るんでしょから、当然議会で報告すべき案件だと思いますので、そういうきちとしたオフィシャルに議論をするという場をぜひ設けていただきたい、報告を願いたいというふうに思いますので、いかがでしょうか。よろしく願いをいたします。

○議長　町長。

○町長　特に山菜加工場は町にとっても大きな地場産業の会津地鶏とか、あるいは会津桐と同じく雇用の場もありますし、やはり行政ばかりじゃなくて議員も含めて、あるいはできれば町民の方も含めていろいろな意見を伺っていききたいなというふうに考えております。

やはり狭くなれば左右、なかなか見えませんが、やはり見えるようないろいろな広い議論を続けていきたいなというふうに考えて、特に議員には同意をいただければ我々もなかなか進めないということもありますし、大切な税金を使いますので、そういうことを含めて協議の場を設けたいというふうに考えております。

○議長　二瓶辰右エ門君。

○2番　町長、そういうお気持ちもともとあったんでしょから、やはりこういうのを見たときに、こういう予算が上るんだなということを承知すれば、今度こういうふうにやらないと駄目だぞとやっぱりきちんと指示をして、我々から言われる前に行動を起こす。そういうふうには私は行政としてあってほしいというふうに思います。ぜひよろしく願いします。

○議長　町長。

○町長　今、二瓶辰右エ門議員からお話がありましたように、そういうような方向で考えていきたいなというふうに考えております。

その代わり、建設的な意見をいろいろいただきながら、三島町あるいは農業全体を裾野の広い山菜加工場を頂点とした6次化産業の展開を図っていききたいというふうに考えておるところでございます。

○議長　ほかに質疑ありませんか。二瓶辰右エ門君。

○2番　歳出のほうに行って一番最初そのやつが出てきたので、そういう議論になりましたけれども、17ページに行きまして、工芸館窓口業務の委託料が103万円の減額となっております。窓口業務なんていうのはいつも別に開いているものであって、そんなに見込みが違うものではないんじゃないかなというふうに、そんな認識をして、何でこんなに減額になるんだろうと思うんですが、なぜでしょう。

○議長　地域政策課長。

○地域政策課長　業務委託としての窓口業務委託で2名お願いしていたんですが、1名の方が途中で退職されたということで、その後ちょっと採用ができなかったものでござい

す。

○議長 二瓶辰右エ門君。

○2番 そうすると、当初予定していた窓口業務という業務が当初予定していたようにできなくて、閉館したり、窓口を閉めたり、そういうことをやっていたんですか。

○議長 地域政策課長。

○地域政策課長 そこまでではないです。職員2人もいますし、受付だったり、いろいろな工芸品の整理だったりとかがあって、その専門業務のために2名という形を予定していて、8月いっぱいまでで1名の方が辞められて、もう1名の方は3月、今も勤務されているんですが、その1名の方の8月以降の分がちょっとなかなか雇えなくて、別な方ということなんです。

○議長 二瓶辰右エ門君。

○2番 そうなると、もともとそれしか必要なくても業務はできたということなんじゃないの。

○議長 地域政策課長。

○地域政策課長 伝承生の方にもちょっと手伝ってもらいながら、何とか職員も頑張りながらやっていたところでございます。コロナの中でということもあって、本来であればと言わるとなかなか厳しいところではありますが、そのような状況です、この金額に関しては。

○議長 二瓶辰右エ門君。

○2番 19ページの繰出金、社会福祉総務費の繰出金で国保特会と介護特会に対する繰出金が大幅に減額されています。俺、国保の審議会の委員を抜けましたから内容が分からなくて聞くんですけども、これは大丈夫なのかな。特会への繰出金をこれだけ減額しても、減額する要因、理由は何でしょう。

○議長 町民課長。

○町民課長 こちらの繰出金の減額につきましては、あくまでも国民健康保険特別会計、介護保険特別会計におきましても、実績見込みによる数字によって減額になったと。結論的に言いますと、予想以上の医療費ですとか、療養給付費等についてのは削減できたという形での意味合いで繰り出しという形で戻しているという形になります。（「医療費の給付金そのものが下がったということなの」の声あり）はい。（「介護も」の声あり）介護も利用者が少なくなったという。（「そうか。了解」の声あり）

○議長 二瓶辰右エ門君。

○2番 20ページの障害福祉費の扶助費の自立支援給付費490万円の増額補正ですが、これは生活介護だというふうに総務課長の説明ではそんなふうに言っていたんですが、490万円の補正についてちょっともっとより詳しく具体的にお聞かせください。

○議長 町民課長。

○町民課長 こっちのほうですが、あくまでも障害者の施設入所ですとか、そういった形に係る給付費でございますが、主に要因で多くかかっているのは生活介護費とあって、障害者の方々がなかなか生活できないので、サービスを使ってお願いしているという経費が多く今回かかったという形があって、今回490万円の増額という形で計上させていただいたという形になります。

- 議長 二瓶辰右エ門君。
- 2番 それはあれですか。障害者手帳を持っている方が、いろんな等級があるんですけども、病院にかかればそういう負担割合が決まっています、国からの給付がなされま
すよね。これは一般財源でやっていますよね。国庫支出金やその他ではないですよね。
そうすると、これは町独自の生活介護に対するその給付金だという制度を設けていると
いうことですか。
- 議長 町民課長。
- 町民課長 こちらのほうの事業については、国、県、町という形で補助事業はあります。
ただ、今回の490万円に関しては、あくまでも事業を、年度が完了してからでないとならな
いので、翌年度この分についての補助金の精査という形で国2分の1、県4分の1、町4
分の1という事業でやっていますので、後ほど……（「立て替えているというような感じ
か」の声あり）そういうことです。なります。（「そういうことなのね」の声あり）
- 議長 ほかに質疑ありませんか。（「まだあるのでちょっと待ってください」の声あり）
二瓶辰右エ門君。
- 2番 2月補正で地域おこし協力隊の4名減が予算上にものってくるし、職員のところ
でも4名減がのってくるわけですけども、当初予算にもたしかこれ、地域おこし協力隊
の協力をお願いしたいというのがいっぱいこうあって、地域おこし協力隊を獲得する仕組
み、制度というのはどんなふうになっているんですか。
まず、欲しいといえは予算計上をして、今頃からどこかに申込みをしてというような具
体的な流れというのは、どんなふうになっているのか教えてください。
- 議長 総務課長。
- 総務課長 まず、地域起こし協力隊を必要とする業務ですね。そちらについてどういっ
た業務があるのかということで、担当課のほうから予算計上時に上がってきます。例えば
今ですと有害鳥獣駆除の対策ですとか、観光であればからんころんに……（「中のことじ
ゃなくて対外的にね」の声あり）対外的にはそういったものがあって必要だということで
町のほうで協議した上で、一般的にはホームページ等での募集ですとか、首都圏等に何か
があれば、そういった際に募集と一緒にかけに行くとかというような手続を今のところ取
ってございます。いついつまでということで、書類を頂いた後、面接、採用というような
流れになっております。
- 議長 二瓶辰右エ門君。
- 2番 それこそアドバイザーやマネジャーが必要なんじゃないかというふうに思うんで
すけれども、ホームページで募集をしても、これ、全国1,700幾つかの自治体が一斉に行っ
ているわけですよ。福島県内ももうほとんどの市町村が行っているわけですよ。それ
こそ天室の阿部さんのような有能なセールスマンをこっちにつけたほうがいいんじゃない
かと。
何を言いたいかというと、受け身の募集だけでは、町の募集だけでは今後も同じような
状態が続かざるを得ない。それを今後どう打開していきますか。何か案はお持ちですか。
ただ当初予算に必要だから、これをのせた。公募で来なかったからやめた。その繰り返
しではどうにもならないでしょう。という思いから、何か戦略はありますか。

そして、ましてやこれから事業協同組合が立ち上がると、またこれ、人を募集しなければならぬ。それも職種も同じような、似たようなものですよ。どうお考えでしょう。

○議長 地域政策課長。

○地域政策課長 まず、やはり今ご説明があったとおり、町のホームページだけではなかなか見てもらえる範囲が狭くなってしまいますので、一つはJOINというところの地域おこし協力隊専用サイトもありますので、そちらのほうに今、多分、来年度分はもう申し込んで……（「当たり前です、そんなの」の声あり）それも当たり前なんですけど、それにプラス、今、来年度は移住体験ツアーと説明させていただきましたけれども、もう一つやっているのは東京に行って、これは町単独ではないんですけども、県下で協力隊を募集している人の何ですか、説明会を開いてそれもやっちはいるんですけど、あとプラス、そこから今度町に来てもらえるツアーを今考えたりしていますので、だから実際今までマッチングになって、なかなかどういう町か分からない状況になっていると、三島町はこういう町ですと説明をしながら、もっと来て仕事ができる、どういう町かというのを肌で感じてもらえるような取組を今進めようとしています。

○議長 二瓶辰右エ門君。

○2番 もうちょっと付加をしているんなことをこれからはやりたいという今のお話だったんですけども、また同じ状態が続くんじゃないかなと。なかなか容易なことではないなというふうに思うんだよね。

地域おこし協力隊が結構多く来ているところのお話なんかは聞いたことはありますか。こうやったら集まったぞ。でも、もう奇策はないんだと。やっぱり今までの培った町に対するイメージやネームバリューというのが大きく作用するんだ。一生懸命やっているところではどんなことをやっておりますか。

○議長 地域政策課長。

○地域政策課長 特にやはりここら辺で多いのは、やっぱり西会津町が多いです。西会津町はやはりフェイスブック等を上手に使っているというのがありますし、あとはやはり関東圏で関係のある人にぜひ西会津を知ってもらいたいという……（「出向いて営業しているんですよ」の声あり）という、職員が行くのもあれなんですけれども、関東にいる人たちが、そういう人がいればというところが出てきているようですので、三島町も、今言われたから思いついたというわけではないですが、首都圏三島会とかもありますので、そういうところもやはり活用すべきなのかなと思います

○議長 二瓶辰右エ門君。

○2番 私もそれを言いたかったんです。首都圏三島会だけじゃなくて、要するに三島に関係するような人々や事業所や、そういったものを組織化して、そして協力していただくというような体制をつくって、みんなが営業の中に出ていったんでは、また俺みたいに議会から意見を言うという答えが出なくなってしまうから、それでは困るから、やっぱりそういう人たちを最大限活用できる仕組みをつくることなんですよ。

そうでないとこれ、なかなか集まらないぞ。そして、やっぱり西会津だけじゃなくて、いろんな話題になっているようなところに調査に行ったり、直接聞きに行ったり、どうしているよと。ちょっといろんなアイデアを勉強してごらん。ぜひお願いをします。

以上をもって、私、質問を終わります。

○議長　ほかに質疑ありませんか。

(質疑なし)

○議長　質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なし)

○議長　討論を終わります。

これより議案第11号、令和3年度三島町一般会計補正予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長　ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の審議(説明・質疑・討論・採決)

○議長　日程第11、議案第12号、令和3年度三島町国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。

説明を求めます。町民課長。

(町民課長、議案書により説明)

○議長　説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なし)

○議長　質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なし)

○議長　討論を終わります。

これより議案第12号、令和3年度三島町国民健康保険特別会計補正予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長　ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の審議(説明・質疑・討論・採決)

○議長　日程第12、議案第13号、令和3年度三島町簡易水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

説明を求めます。産業建設課長。

(産業建設課長、議案書により説明)

○議長　説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なし)

○議長　質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なし)

- 議長 討論を終わります。
これより議案第13号、令和3年度三島町簡易水道事業特別会計補正予算を採決いたします。
本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。
(異議なし)
- 議長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。
◎議案第14号の審議(説明・質疑・討論・採決)
- 議長 日程第13、議案第14号、令和3年度三島町路線バス事業特別会計補正予算を議題といたします。
説明を求めます。総務課長。
(総務課長、議案書により説明)
- 議長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
(質疑なし)
- 議長 質疑なしと認めます。
討論に入ります。討論ありませんか。
(討論なし)
- 議長 討論を終わります。
これより議案第14号、令和3年度三島町路線バス事業特別会計補正予算を採決いたします。
本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。
(異議なし)
- 議長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。
◎議案第15号の審議(説明・質疑・討論・採決)
- 議長 日程第14、議案第15号、令和3年度三島町農業集落排水事業特別会計補正予算を議題といたします。
説明を求めます。産業建設課長。
(産業建設課長、議案書により説明)
- 議長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
(質疑なし)
- 議長 質疑なしと認めます。
討論に入ります。討論ありませんか。
(討論なし)
- 議長 討論を終わります。
これより議案第15号、令和3年度三島町農業集落排水事業特別会計補正予算を採決いたします。
本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。
(異議なし)

○議長　　ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の審議（説明・質疑・討論・採決）

○議長　　日程第15、議案第16号、令和3年度三島町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

説明を求めます。町民課長。

（町民課長、議案書により説明）

○議長　　説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。二瓶辰右エ門君。

○2番　　何だ、嫌な顔をするな。

何か分からないんだけど、これ、厳しくないか。数字が違ってないかい。俺の見方が違うのかいという質問なんだけれども、介護保険特会に一般会計から受け入れるよね、繰入金として。その数字は何ぼになっている。411万円でしょう。（「はい」の声あり）だよね。歳出のほうの一般会計から繰り出されるというのは、民生費の社会総務費からの支出のほかには何か項目はあるかい。

一般会計のほうの19ページを見てみて。その介護保険特会が4,062になっているでしょう。数字が違うよね。何かがあるのかい。合わなければならない数字なんでないのか、そこ。

そう嫌な顔をするなというの。何か4万8,000円ほど、どこかに眠っていないか。

○議長　　お諮りいたします。休憩を取りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし）

○議長　　3時55分まで休憩といたします。（午後3時45分）

◇

◇

◇

○議長　　再開いたします。（午後4時13分）

町長。

○町長　　今ほど休憩をしていただいているいろいろ予算の内容を議論したんですけども、なお、今ちょっと直せないというようなことで、議案第16号、令和3年度三島町介護保険特別会計補正予算を一旦、今回は撤回させていただきたいということで、最終日に再上程するというふうなことで考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長　　二瓶辰右エ門君。

○2番　　前回の轍もありますから、要するにこっちが言ったことが、何かさっとやって、やり取りをしたらば間違った誤解を生んで、お互いに言っていることとと思っていることが違ったなんていうやり取りもありますから、もう一度きちんと壇上で何が間違ったのか、なぜ間違ったのか、どこが間違ったのか、それをどうしたいのかをきちんと引っ込めるなら引っ込めるで説明をお願いした上で訂正をしてください。ぜひよろしく願います。

○議長　　町民課長。（「いや、町長でないの、提案者。町長が分かっていないとしようがないでしょう」の声あり）

○町民課長　　今ほどの議案第16号、三島町介護保険特別会計補正予算の撤回についての理由でございますけれども、今ほど2番、辰右エ門議員からご質問がありました一般会計の

繰出金と特別会計による繰入金の数字が合わないということが判明しております。こちらにつきましては、その原因というものが、今4万8,000円ほど差が生じておりますので、ここで一度うちのほうで再度計算し直しまして、この議会の日程期間中にもう一度提出させていただきたいという考えでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長 五十嵐健二君。

○3番 この件に関しては何とか今の考え方で進めていただきたいんですけども、これ、もし今のこの介護保険の特会のほうが間違っていないくて、この一般会計のほうが間違っていた、記載ミスとか、何かの原因でこっちが間違っていたという場合に、この一般会計補正予算の決は取ってあるんですね。

○議長 あります。

○3番 そういった場合の対処はどうなるわけですか。

○議長 総務課長。

○総務課長 一般会計補正予算につきましてはもう議決をいただいておりますので、たとえ間違っていたとしても今の議会では今の予算では直せませんので、さらに必要があれば補正予算でまた訂正をさせていただくというような形になると思ひます。

○議長 五十嵐健二君。

○3番 新たに補正予算を組んで、臨時でも何でも開いてやるということなんですか。

○議長 総務課長。

○総務課長 実際にその手続があるんであれば、そのようにさせていただく、軽微な部分につきましては専決ということも考えられると思ひますけれども、そちらのほうについては議会の皆様に相談させていただいてということになると思ひます。

○議長 それでは、お諮りいたします。（「ちょっと待って」の声あり）二瓶辰右エ門君。

○2番 何回も言うようですが、私は山菜加工場経営体質強化事業補助金をめぐって苦い思いをしておりますし、そういった行き違ひがないようにも、議会の手続としてきちんと踏んでいただきたい。

今、町民課長は間違ひの理由について述べましたので、撤回をするのであれば、ちゃんと町長が壇上に立ってこういうことで撤回をするという声明、きちんと表明をさせていただきたいと思ひます。

○議長 町長。

○町長 誠に申し訳ございませんけれども、今回の議案第16号、令和3年度の三島町介護保険特別会計補正予算は、町民課長が説明したとおりに今回撤回させていただいて、先ほど総務課長が言ったようにしかるべきときにまたこの会期内に議論を通しながら決定していただきたいというふうに考えております。

以上です。よろしくお願ひします。

○議長 お諮りいたします。ただいまの町長よりの撤回の申出に対し、ご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしとし、議案第16号は撤回ということに決定いたしました。

◎議案第17号の審議（説明・質疑・討論・採決）

○議長 日程第16、議案第17号、令和3年度三島町戸別合併処理浄化槽事業特別会計補正予算を議題といたします。

説明を求めます。産業建設課長。

(産業建設課長、議案書により説明)

○議長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なし)

○議長 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なし)

○議長 討論を終わります。

これより議案第17号、令和3年度三島町戸別合併処理浄化槽事業特別会計補正予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第18号の審議(説明・質疑・討論・採決)

○議長 日程第17、議案第18号、令和3年度三島町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。

説明を求めます。町民課長。

(町民課長、議案書により説明)

○議長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なし)

○議長 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なし)

○議長 討論を終わります。

これより議案第18号、令和3年度三島町後期高齢者医療特別会計補正予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

◎散会

○議長 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後4時28分)